

(参考資料)

1 朝鮮人に対する未払金の処理状況

(1) 未払金等の発生経過

朝鮮人労働者等に対する給与については、終戦後も本人の国籍や本人が日本に在留を希望するか否か、あるいは本国帰還待期中かを問わず、日本人と同等に取扱いこととされた。

○昭和21年1月10日厚生省令第2号「昭和20年勅令第542号にもとづく労働者の就業及び従業に関する件」

○昭和21年1月17日厚生省発動第2号「省令第2号事務取扱に関する件」

しかしながら、終戦による社会的混乱、労働者の騒擾、脱走、逃亡、徴用解除による帰国等のために、これらの労働者の居所不明、通信不能の状態が生じ、このため事業主がこれらの労働者に対して支払うべき賃金、退職金又はこれらの労働者のために保管する積立金、貯金通帳、有価証券などが引渡不能となり、そのまま未払金として今日にいたっている。

(2) 処理状況

(1) 一般労働者

これらの未払金等に対する紛争の回避及び事業主の事務

手続の便宜のために、厚生省は21年事業主に対し、未払金供託要領を示し、できるかぎり速やかに供託させるように指導した。

○ 21年10月12日労発第572号「朝鮮人労働者等に対する未払金その他に関する件」

これにより一般供託を行なつたものもかなりあるが、その後国外居住の朝鮮人に対する債務の弁済のためにする供託について特例が設けられた。

○ 25年2月28日政令第22号「国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令」

(ロ) 船員

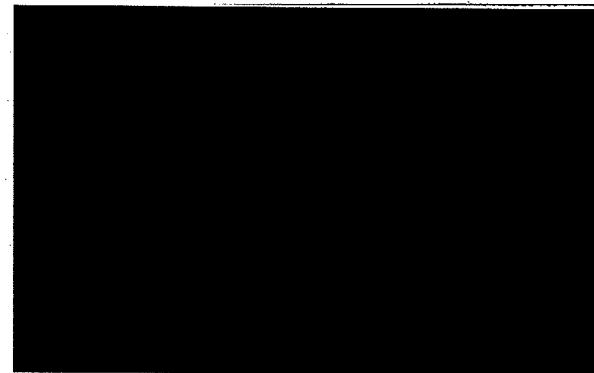
朝鮮人の被徴用船員に対する未払給与は、25年に政令第22号によつて供託された。

(ハ) 軍人軍属

軍属については、陸軍軍属の分は昭和26年から28年にわたつて22号供託を行なつており、海軍軍属分は22年から一般供託を行なつていたが、25年に22号供託に移し換えた。

(3) 未払金々額

(単位 千円)



(注) 1 括弧内は件数

2 一般労働者の未払金は、25年10月の労働省調査にもとづきその後の変動を調整したもの、徴用のほか官斡旋及び募集を含む。

船員の未払金は30年の運輸省調査による。

軍人軍属の未払金は35年12月の厚生省調査による。

3 第三者引渡分というのは、戦後の混乱に乗じ各地の日朝鮮人連盟支部が、事業主に圧力をかけて引渡させたものが大部分であり、引渡し時に連盟支部に全責任を委任する旨の覚書をとっている例(三重県、石原産業)もあるが、これは例外に属するのではないかと

想像され、かような場合でも連盟が朝鮮人労務者から
適法な委任を受けているとはいいがたぐ、また朝鮮人
連盟がその後結連と民団とに分裂した事情もからんで、
問題を複雑にしている。

(4) 未払金の内訳

(1) 一般労務者

- ① 一般の賃金、手当及び就業規則等に支払いを定めて
いる退職金、見舞金
- ② 事業主保管の労務者名義の預貯金、積立金、有価証
券等（このうち貯金通帳については昭和27年労務勤
省の指導により郵政省貯金局に引渡され、政令22号
にもとずき供託された。要綱2(1)(a)参照）
- ③ 国民徴用令第19条の規定により被徴用者が解除の
ため帰郷する場合の旅費、及び同令第19条の3によ
る被徴用者家族及び遺族に対する生活扶助、医療、助
産、生産扶助及び埋葬費
- ④ その他の扶助等
工場法、鉱業法、労働者災害扶助法、健康保険法、
労働者災害扶助責任保険法、厚生年金保険法、退職積
立金及び退職手当法にもとずく扶助、保険金、退職手

当金等がある。

(2) 船員

- ① 船員動員令にもとずく応徴船員一時金支給規則による
応徴船員一時金（応徴船員が船舶に乗り組み職務に従事
中戦争危険に遭遇して傷病を受け若しくは疾病にかかり、
又は死亡した場合に支給される。）
- ② 商船管理委員会未払諸給与
元給船運営会当時の死傷病船員に対して応徴船員死傷
病手当支給規則にもとずき支給される障害手当、死亡手
当、埋葬料及び給与未払金等。
- ③ 日本船主協会加盟の [] 性か64社が死傷病船員
に対して支払うもの。
- ④ 木船主協会の未払給与

(3) 軍属

- ① 未復員者、給与法附則第11条の規定により支給すべ
き給与
- ② 未復員者給与法第40条の3第2号による死亡者に対
する給与
- ③ 未復員者給与法第2条により未復員者が内地に残して
いる扶養親族に対する扶養手当

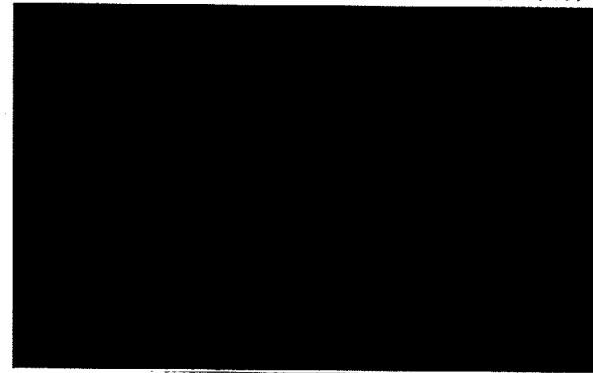
(注) 未復員者給与法は28年8月に未帰還者留守家族等
援護法に引継がれた。しかしその際戸籍法の適用を受
けない朝鮮人については適用を排除された。

(備考) 38年3月管財局管理課調による、政令22号に
もとづく朝鮮人に対する政府関係の供託金は次の通
りである。

所管	現 金			有価 証券	備 考
	供託金額	還付額	供託残額		
宮内庁					
大蔵省					連合軍管理規定(保管金 協定)より供託したもの
厚生省					旧陸海軍関係
農林省					林野庁
運輸省					船員局
計					

従つて、上記(3)未払金金額調の数字は、宮内庁、農林省関
係が脱落している可能性が考えられる。(大蔵省関係は、本
項未払金と別の性格のものである。)

(単位 千円)



(注) 1 括弧内は件数

2 一般労務者の未払金は、25年10月の労働省調査
にもとづきその後の変動を調査したもの、徴用のほか
官斡旋及び募集を含む。

船員の未払金は30年の運輸省調査による。

軍人軍属の未払金は35年12月の厚生省調査による。

3 第三者引渡分というのは、戦後の混乱に乘じ各地の
在日朝鮮人連盟支部が、事業主に圧力をかけて引渡さ
せたものが大部分であり、引渡し時に連盟支部に全責
任を委任する旨の覚書をとつている例(三重県、石原
産業)もあるが、これは例外に属するのではないかと

想像され、かような場合でも連盟が朝鮮人労務者から
連法を委任を受けているとはいいがたく、また朝鮮人
連盟がその後総連と民団とに分裂した事情もからんで、
問題を複雑にしている。

(4) 未払金の内訳

(イ) 一般労務者

- ① 一般の賃金、手当及び就業規則等に支払いを定めて
いる退職金、見舞金
- ② 事業主保管の労務者名義の預貯金、積立金、有価証
券等（このうち貯金通帳については昭和27年労務働
省の指導により郵政省貯金局に引渡され、政令22号
にもとずき供託された。要綱2(1)(a)参照）
- ③ 国民徴用令第19条の規定により被徴用者が解除の
ため帰郷する場合の旅費、及び同令第19条の3によ
る被徴用者家族及び遺族に対する生活扶助、医療、助
産、生産扶助及び埋葬費
- ④ その他の扶助等
工場法、鉱業法、労働者災害扶助法、健康保険法、
労働者災害扶助責任保険法、厚生年金保険法、退職積
立金及び退職手当法にもとずく扶助、保険金、退職手

当金等がある。

(ロ) 船 員

- ① 船員動員令にもとずく応徴船員一時金支給規則による
応徴船員一時金（応徴船員が船舶に乗り組み職務に従事
中戦争危険に遭遇して傷病を受け若しくは疾病にかかり、
又は死亡した場合に支給される。）
- ② 商船管理委員会未払諸給与
元船舶運営会当時の死傷病船員に対して応徴船員死傷
病手当支給規則にもとずき支給される障害手当、死亡手
当、埋葬料及び給与未払金等。
- ③ 日本船主協会加盟の [] ほか64社が死傷病船員
に対して支払うもの。
- ④ 木船主協会の未払給与

(ハ) 軍 属

- ① 未復員者、給与法附則第11条の規定により支給すべ
き給与
- ② 未復員者給与法第40条の3第2号による死亡者に対
する給与
- ③ 未復員者給与法第2条により未復員者が内地に残して
いる扶養親族に対する扶養手当

(注) 未復員者給与法は28年8月に未帰還者留守家族等
援護法に引継がれた。しかしその際戸籍法の適用を受
けない朝鮮人については適用を排除された。

(備考) 38年3月管財局管理課調による、政令22号に
もとづく朝鮮人に対する政府関係の供託金は次の通
りである。

所管	現 金			有価 証券	備 考
	供託金額	還付額	供託残額		
宮内庁					連合軍管理区(保管金 規定)より供託したもの
大蔵省					旧陸海軍関係
厚生省					
農林省					林野庁
運輸省					船員局
計					

従つて、上記(3)未払金額調の数字は、宮内庁、農林省関
係が脱落している可能性が考えられる。(大蔵省関係は、本
項未払金と別の性格のものである。)

○国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の
特例に関する政令(昭和25年2月28日政令第22号)

(この政令の趣旨)

第1条 国外居住外国人に対する債務(旧日本占領地域に本店
を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令(昭
和24年政令第291号)第2条第1項第1号に規定
する在外会社の債務以外の債務で日本国との平和条約の
最初の効力発生の日以後生じたもの並びに旧敵産管理法
(昭和16年法律第99号)第1条第2項に規定する敵
産に係る債務及びドイツ財産官理令(昭和25年政令第
252号)第2条第12項に規定するドイツ財産に係る
債務を除く。以下同じ)の弁済のためにする金銭又は有
価証券の供託に関する特例については、この政令の定め
るところによる。

(国外居住外国人)

第2条 この政令において「国外居住外国人」とは、左の各号
に掲げるものをいう。

一 日本の国籍を有しない者で本邦(本州、北海道、四

国、九州及び法務省令で定めるその付属の島をいう。

以下同じ。)に住所又は居所を有しないもの

一 外国法に基いて設立された法人又はこれに準ずる団体で本邦に支店又は事務所を有しないもの

2. 前項各号に掲げる者を除く外、左の各号に掲げる者は、当分の間、国外居住外国人とみなす。)

一 日本の国籍を有し、且つ、本邦に本籍を有しない者で本邦に住所又は居所を有しないもの

二 本邦に本店、支店若しくは事務所を有しない法人又はこれに準ずる団体

(債務の認定)

第 3 条 国外居住外国人に対する債務の弁済のために金銭又は有価証券の供託をしようとする者は、当該債務がこの政令の適用を受ける債務であることの主務大臣の認定を受けなければならない。

2. 前項の認定を受けた債務の履行地は、供託に関しては、他の法令の規定又は定款若しくは契約の定にかかわらず、東京都千代田区とする。

(供託の手続)

第 4 条 前条第 1 項の供託書には、法務省令、大蔵省令で定めるところにより、当該供託に係る債務に関する明細書を添付しなければならない。

2. 前条第 1 項の供託をしようとする者は、二人以上の債権者のために同一の手続により一括して供託することができる。

(供託書等の保管の委託)

第 5 条 第 3 条第 1 項の供託をした者(以下「供託者」という。)

は、解散等やむを得ない事由があるときは、供託書及び供託に係る債務に関する書類の保管を主務大臣に委託することができる。

2. 主務大臣は、前項の委託を受けたときは、当該供託に関するこの政令その他の法令の適用については、供託者とみなす。

第 6 条 削 除

(消滅時効の特例)

第 7 条 この政令の規定により供託された供託物に対する還付請求権の消滅時効は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 167 条第 1 項の規定にかかわらず、政令をもつて定める日まで完成しない。

（供託物の保管整理）

第 8 条 日本銀行は、この政令により供託された供託物を他の供託物と区分して保管しなければならない。

2. 前項の規定により保管する供託物は、「外国債権者円及び有価証券預託勘定」として整理しなければならない。

3. 日本銀行は、第 1 項の規定により保管する供託物については、法務省令、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣に報告書を提出しなければならない。

第 9 条 削 除

（還付の手続）

第 10 条 供託者は、供託が第 4 条第 2 項の規定によりされた場合においては、供託物の還付を受ける権利を有する者に対し、供託書の引渡に代え、還付を承諾する旨の承諾書

（以下「承諾書」という。）を交付することができる。

2. 前項の規定により承諾書の交付を受けた者は、供託書の添付に代え、承諾書を添付して供託物の還付を請求することができる。
3. 供託書は、前項の規定による請求に基き供託物を還付した場合においては、当該供託者に対し、供託書の提出又は呈示を求めることができる。

（供託通知の特例）

第 11 条 この政令の規定による供託に関しては、民法第 495 条第 3 項の規定は、適用しない。

（外国為替及び外国貿易管理法との関係）

第 12 条 外国為替及び外国貿易管理法（昭和 24 年法律第 228 号）第 27 条、第 30 条及び第 31 条の規定は、第 3 条第 1 項の主務大臣の認定を受けた債務（付則第 3 項の規定により第 3 条第 1 項の主務大臣の認定があつたものとみなされた債務を含む。）の弁済のためにする契託及び当該供託に係る供託物の還付（本邦以外の地へ送金又は送付する場合を除く。）については適用しない。

(主務大臣)

第13条 この政令の規定における主務大臣は、債務者が国又は地方公共団体である場合において、この政令の規定による供託により弁済しようとする債務が国の行政事務の処理に伴い生じたものであるときは、当該行政事務の主任大臣とし、債務者が旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令第2条第1項第1号に規定する在外会社である場合においては、その業務に関する行政の所管大臣及び大蔵大臣とし、債務者がその他の法人（地方公共団体を除く。）又はこれに準ずる団体である場合においては、その業務に関する行政の所管大臣とし、その他の場合においては、大蔵大臣とする。

(参考)

外債課保存資料（出所は明記されていない）より、軍人軍属関係の詳細を掲記した。

(1) 旧陸軍関係

旧陸軍の残務整理担当官は国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令（昭和25

年2月28日政令第22号）に従い、未復員者給与法（昭和22年12月法律第182号）の定めるところにより昭和26年度から供託を行なってきた。

① 「給与」の算定は、未復員者給与法附則第11条の規定に従い、昭和20年9月から昭和22年6月分までの給与については、同法別表第2に定める額によっている。韓国人の軍人、軍属は大部分が上記期間に復員しているが、復員時期不明のものについては、仮想復員終期の定めがあり、（復員業務規程第44条第1項第3号により附表第16による）この復員終期一覧表によれば各地の仮想復員終期は、全部上記期間中に含まれているので、供託すべき給与の算定は実際上はすべて未復員者給与法附則第11条の適用を受けているわけである。

死亡者については未復員者給与処理規程第40条の3第2号に定むるところに従って、すでに死亡の判明している者につき昭和28年度より供託された。

② 28年5月末現在で、供託済のものは復員者死亡者供託金額であつて、供託は昭和28年度本予算に計上分をもつて終了の見込みである。

③ 「扶養手当」については、未復員者給与法施行規則（昭和22年大蔵省令第121号）第2条により、未復員者が内地に残している扶養親族についてのみ支給されることになっている。

④ 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年4月法律第127号）第5条に規定されてある障害年金の支給、更生医療の給付、補装具等の支給、国立保養所への収容、遺族年金の支給、弔慰金の支給については、附則第2項により戸籍法（昭和22年法律第224号）の適用を受けない者については、給付しないことになっている。

⑤ 「遺骨」

上記遺骨は陸軍においては送還したものはなく、全部福岡県世話係で保管している。

⑥ 「戦犯者」については、未復員者給与法の一部を改正する法律（昭和27年法律第296号）により特別未帰還者給与法の適用を受けている。ただしまだ供託した事例はない。

韓国人戦犯者で服役中のもの（28年5月末現在内地（巣鴨）
、外地なし）

(2)旧海軍関係

① 旧海軍の残務整理担当官は、厚生省労政局長の通牒もあつたので、供託法（明治32年法律第15号）にもとづいて、(イ)軍人軍属の死亡判明者の未支給給与金（俸給、死亡時の給与金）及び(ロ)復員判明者の未支給給与金（俸給と帰郷旅費）並びに(ハ)状況不明者については実際は当該地域において現地連合軍にその取扱を移管した時期をもつて復員の時期とした。当該地域の内地人軍属の大部分が引揚げた時期に復員したものと「仮想」してこれに應ずる未支給給与金（俸給、帰郷旅費）について一般供託を実施した。（該当期間昭和22年3月27日～23年6月頃まで）

② 国外居住外国人等に対する債務の弁済のためにする供託の特例に関する政令（昭和25年政令第22号）が公布施行されるに及び、前記一般供託を本令の供託に移しかえた。しかして、これまで未処理であつた者について処理のついた者から、予算措置を講じて引き続き同令にもとづく供託を行なつた。

③ 28年5月末現在までに供託した件数は、
金額

本年度供託すべく予定しているものは、
件、金額約

であり、人事処理の困難なため来年度に持越され

と考えられるものは約 件である。

- ④ 扶養手当及び遺家族援護については陸軍の場合と同じ。
- ⑤ 死没者の遺骨及び遺留品等は、死没者の留守担当者等が内地に居住しているものの外は本国に還送することになっているが、現在、呉に相当数の霊が集中されている。
- 現在までのこれに関する概況は次の通りである。

終戦前伝達したもの 件

終戦後還送したもの 件

現在保管中のもの 件

その外遺留品が若干ある 現在保管中のものについては、
随時送還可能である。

- (6) 旧海軍関係には、現在戦犯としての取扱を受けているものはない。

2. 韓国側提出のSOAP書簡による未払金額について

後記参考資料3に掲げた韓国側の提出した1950年のSOAP書簡に示してある未払金額の数字(237百万円)は、当時日本政府(大蔵省理財局)から総司令部に提出した数字を基礎として計算されたものと考えられるが、その後上記数字につ

き日本側で再検討したところによると、以下の通り修正すべきものと考えられるにいたつた。

- (1) 総司令部渉外局から在日韓国ミッションに通知された237百万円は、司令部からの1949.6.7付覚書「Claims from Korea」にもとづいて、同年12月21日C. P. C. に大蔵省より報告された下記のような内容の最終報告書を基礎とする数字であると考えられる。

調 査 先	件 数	債 務 額	種 類
国家地方警察本部			恩給
運輸省(中央气象台)			〃
郵政省			俸給
			手当
			共済組合脱退一時金
農林省(林野庁)			俸給
			郵便貯金
宮内庁			恩給
			手当
運輸省(船員局)			俸給手当
法務府			供託現金
			供託有価証券
旧陸軍			俸給等
旧海軍			俸給等

(2) しかしながら、上表のうち法務府関係の []
[] には、旧海軍供託済額 [] が入っている
から、重複して計算されていることになる。(重複分合
計 [])

額濟託供	
金抽未	
※金貯使郵	
金預行銀	
券証價有	
計	

APC 500
Diplomatic Section

DS/WJS/TWA/bk

The Diplomatic Section of General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers, presents its compliments to the Korean Diplomatic Mission and has the honor to refer to the correspondence respecting which the Diplomatic Section's note of January 20, 1950, concerning certain funds earmarked in Japan for payment to Korean nationals, and to recent conversations between representatives of the Mission and of this Headquarters on the same subject.

The Mission, in informed that of the ¥237,000,000 indicated in preliminary reports as possibly earmarked for Korean nationals in certain employment categories, only approximately three million yen is presently available in the Foreign Creditor's Yen Account.

In view of this fact, and in consideration of the probability that in the near future the determination of the whereabouts of the individuals throughout Korea to whom the money is due will be greatly facilitated, it is believed appropriate that for the present the Japanese Government continue the program of segregating the funds in a single account. Transfer of the small amount now on deposit in the Foreign Creditors' Yen Account is accordingly considered premature.

Tokyo, October 21, 1950.

S 236

Copies to:
CPC
LS

M/R Based on c/n no. 5 from DS to CPC, 25 Aug. 50; c/n no. 3 from CPC to LS, 11 Aug. 50; c/n no. 2 from DS to CPC, 11 Jul. 50, on CPC check sheet to DS, 16 Jan. 50, subj., "Funds Earmarked for Korean Nationals". Telephone conversation between CPC (Mr. Jena) and Mr. Ainsworth (DS) 20 Oct. 50.
TWA 26-7596

To the Korean Diplomatic Mission Tokyo.

○ 朝鮮人未払金額の調査を命じた総司令部覚書

CIVIL PROPERTY CUSTODIAN
APO 500

DHB/WHD/cdt
7 June 1949

091 (12 May 49)CPC/FP

MEMORANDUM FOR: Ministry of Finance, Japanese Government, Tokyo, Japan.

SUBJECT : Claim from Korea

1. The Ministry of Finance is directed to investigate and report in detail on the funds held in Japan as of 15 September 1945 in the following names:

- a. Korean nationals employed in Korea by the Korean Government General
- b. Korean nationals employed in Japan by the Japanese Government
- c. Korean nationals in the Japanese army
- d. Korean nationals conscripted for other services and/or labor.

2. Report will give detailed accounting of these earmarked funds, history of disposition thereof, and present balances and location thereof.

E. C. MILLER, Jr.
Colonel, Infantry
Deputy Custodian

○ 総司令部覚書にもとづき日本側より報告した資料

To: : Mr. Dayton FP/CPC
From: Ministry of Finance

21st Dec. 1949

Dear Sir,

As the result of our investigation on "Claims from Korea" according to your Memorandum 091 (12 May 49) CPC/FP. We hereby present you the final report, combining the interim reports presented on 14th Oct. and 5th Dec. 1949.
Your further information will hereby be requested.

For the chief of Finance Bureau,
Ministry of Finance

R. Ohta

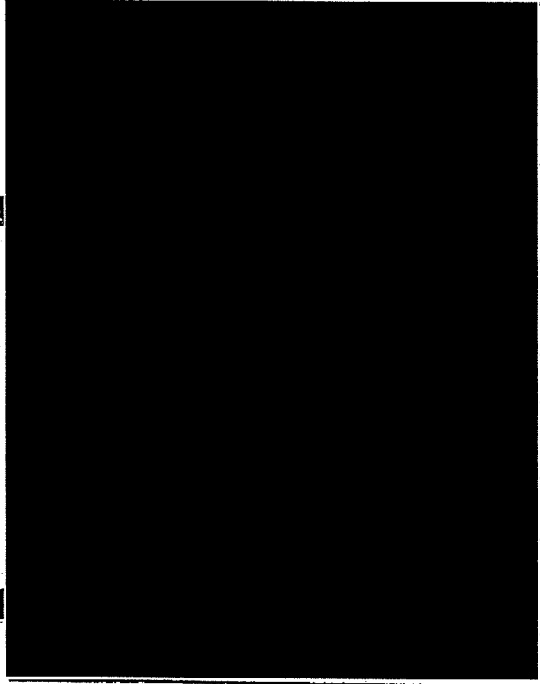
Report on the Investigation
of "Claims from Korea".

1. Fund held in Japan against the Korean Nationals employed in Korea by the Korean Government General

We requested to the Liquidation Office of Governor-General of Korea in Tokyo to inform us of the complete record on the fund, credited to the office by the captioned Korean Nationals. But according to their reply, they haven't any record on such matter (even the name-list of the Japanese officials.) The Liquidation Office of Governor-General of Korea is only the reliable agency through which we can expect the record concerned, and so long as the "Office" has not the record, we have no way of investigation further.

2. Fund held in Japan against the Korean Nationals employed in Japan by the Japanese Government

A. Followings are made clear on the captioned fund.

Kind of fund	Amount	Condition at present	Case	Competent Office
				Personel Sec. of the Hyogo Pref. Board.
				Central Meteorological Observatory Ministry of Transportation.
				Tokyo Local Savings bureau, Ministry of Postal Service.
				do.
				Forestry Administration Boards
				do.
				Welfare Sec. Osaka Local Postal Service Bureau.

B. Following figures show funds held by the Imperial Household Office against Korean Nationals. The claims should, however, be regarded as claims not against Japanese Government, but against Emperor, because the old Imperial

Household Department was not a administrative government agency under the old Constitution. (these funds are liabilities against employees of "Ri" imperial family (old imperial family of Korea))

Kind of fund	Amount	Condition at present	Case	Competent Office
				Imperial Household Office
				do.

3. Fund held in Japan against the Korean Nationals employed in the Japanese Military

A. Army: As the result of our inquiry to the Army Repatriation Bureau, following are made clear:

Number of person concerned

They are now held in the Army Repatriation Bureau as the accrued liabilities and the complete list classified in each personnel is attached to item.

B. Navy: Competent Office: the Navy Repatriation Bureau

2. Fund held in Japan against the Korean Nationals employed in Japan by the Japanese Government

A. Followings are made clear on the captioned fund.

Kind of fund	Amount	Condition at present	Case	Competent Office
				Personel Sec. of the Hyogo Pref. Board
				Central Meteorological Observatory Ministry of Transportation.
				Tokyo Local Savings Bureau, Ministry of Postal Service.
				do.
				Forestry Administration Boards
				do.
				Welfare Sec. Osaka Local Postal Service Bureau.

B. Following figures show funds held by the Imperial Household Office against Korean Nationals. The claims should, however, be regarded as claims not against Japanese Government, but against Emperor, because the old Imperial

Household Department was not a administrative government agency under the old Constitution. (these funds are liabilities against employees of "Ri" imperial family (old imperial family of Korea))

Kind of fund	Amount	Condition at present	Case	Competent Office
				Imperial Household Office
				do.

3. Fund held in Japan against the Korean Nationals employed in the Japanese Military

A. Army: As the result of our inquiry to the Army Repatriation Bureau, following are made clear:

Number of person concerned

They are now held in the Army Repatriation Bureau as the accrued liabilities and the complete list classified in each personnel is attached to item.

B. Navy: Competent Office: the Navy Repatriation Bureau

Item	Number of Case	Amount
Navy Repat. Bureau (Head Office)		
Yokohama Repat. Bureau		
Kure "		
Sasebo "		
Maizuru "		
Total		

Remarks:

- (1) Amounts are filed on Nov. 8, 1949, and are now deposited at each local Deposit Office.
- (2) Number of case shows times these payment should be made and not a number of person.
- (3) Amount includes all salaries, wages and allowances, etc. to be paid.

4. Fund held against the Korean Nationals conscripted for other services and/or labor

A. Fund that is controled under the authority of the Ministry of Transportation

Item	Number of case	Amount

Above mentioned amount, that is salaries and allowances of the Korean Nationals conscripted by the Minister of Transportation as a seaman in the war-time, is now being held at the competent office as the accrued

liabilities and the complete list concerned is also attached them.

B. Fund kept in the custody of Attorney General.

Item	Number of case	Amount	Depositor

Remarks

(1) Above mentioned amounts are filed on June 30, 1949 by the Attorney General's Office.

(2) Above figures includes deposits made by the Navy Repatriation Bureau and private employers.

(3) Number of case shows the number of person.

C. Fund that is controled under the authority of the Ministry of Labor.

a. We have made inquiry to the Ministry of Labor and following are made clear:

Item	Number of case	Amount	Remarks

b. Except the above mentioned amounts, we have the report that were paid to the persons (the League of Korean Nationals) who were not offered the power of attorney by the owner. It's amounts are as followings

c. Report on the funds referred to in item 4, C. was already presented from the Ministry of Labor to Mr. Mayer of C. P. C, in accordance with the Memorandum SCAPIN 2030/1, AG 260 (17 March 49).

d. The reason why the Japanese employers were unable to pay such large sum of wages to Korean Nationals.

(a) During the War, large number of Korean Nationals had been conscripted as laborer and worked at a mine and factories as well as Japanese. Among them, however, there were many who hated their jobs and fried away.

(b) Moreover, taking advantage of economic confusion and of spread of black market at the termination of the war, large number of these Korean Nationals had renounced their right of receiving their wages and turned into the black market merchant, changing their address frequently. Besides Koreans' repatriation make sure of their addresses. Under such conditions

as mentioned above, the Japanese employers were unable to pay and had to kept in custody such large amount of wages for them. (oral explanation of a competent official of the Ministry of Labor)

5. Fund deposited in the bank.

Some amount of this kind of fund must be included in the bank deposit. Investigation on them, however, will be difficult because the nature of the Korean's name is very much resemble to the Japanese and they will be not easily classified each other.

(4) 被徴用者補償金

1. 韓国側主張

太平洋戦争前後を通じて労務者、軍人軍属として日本に徴用された韓国人の蒙つた精神的、肉体的苦痛に対する補償を請求する。(韓国人が日本の戦争遂行の犠牲者として徴用されたことにかんがみ、死亡者、負傷者はもとより生存者についても補償を要求する。)

2. 韓国側主張額 364百万ドル

(内訳)

	(単価)	(計)
生存者	200ドル	18.6百万ドル
死亡者	1650ドル	12.8 "
負傷者	2,000ドル	5.0 "
計		36.4

○ 韓国側提出資料による被徴用者数

	労務者	軍人・軍属	合計
生存者	648,081人	282,000人	930,081人
死亡者	12,603 ^①	65,000 ^②	77,603
負傷者 ^③	7,000	18,000	25,000
計	667,684	365,000 ^④	1,032,684

(算定根拠)

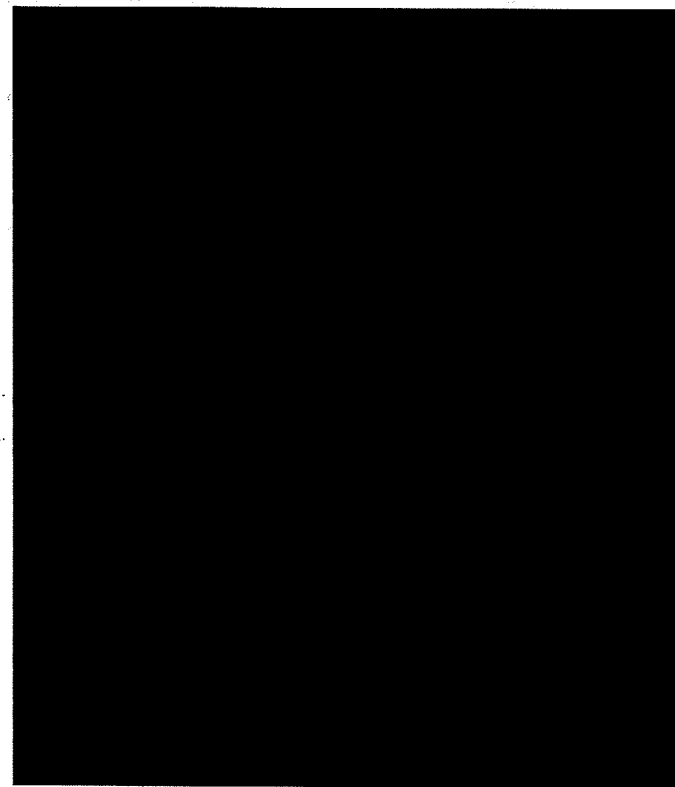
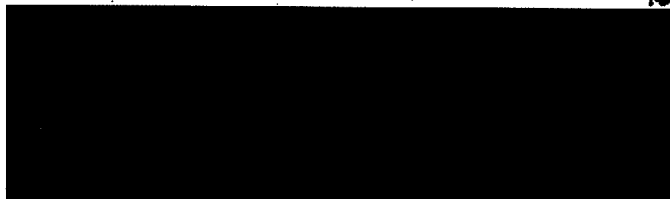
(1) 人数については、米国戦略爆撃調査団報告、日本厚生省被徴用者関係統計等の資料をもとにしたものである。(調査団報告は、労務者計について韓国側数字と一致)

① は軍政府時代に官庁を通じ申告させた(1946年)。台帳は動乱で亡失した。

②は韓国側推定。③は調査でなく推定。④は日本側調査による。

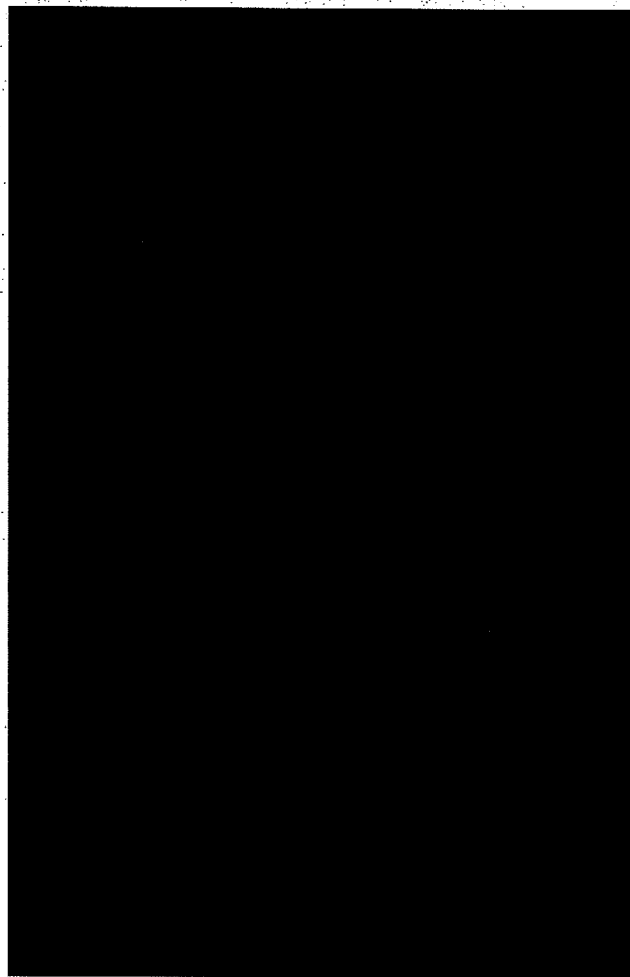
(2) 1人当り金額は、①生存者は、特別の根拠はなく、精神的苦痛に対する最低の要求として請求する。②負傷者は、日本の援護法による第5項症として140ドル(年間)をとり、平均寿命35年による4,900ドルの年金現価である。③死亡者は、遺族を配偶者及び子2人とし、年間170ドルを15年支給するとした場合の2,550ドルの年金現価である。

3. 日本側見解

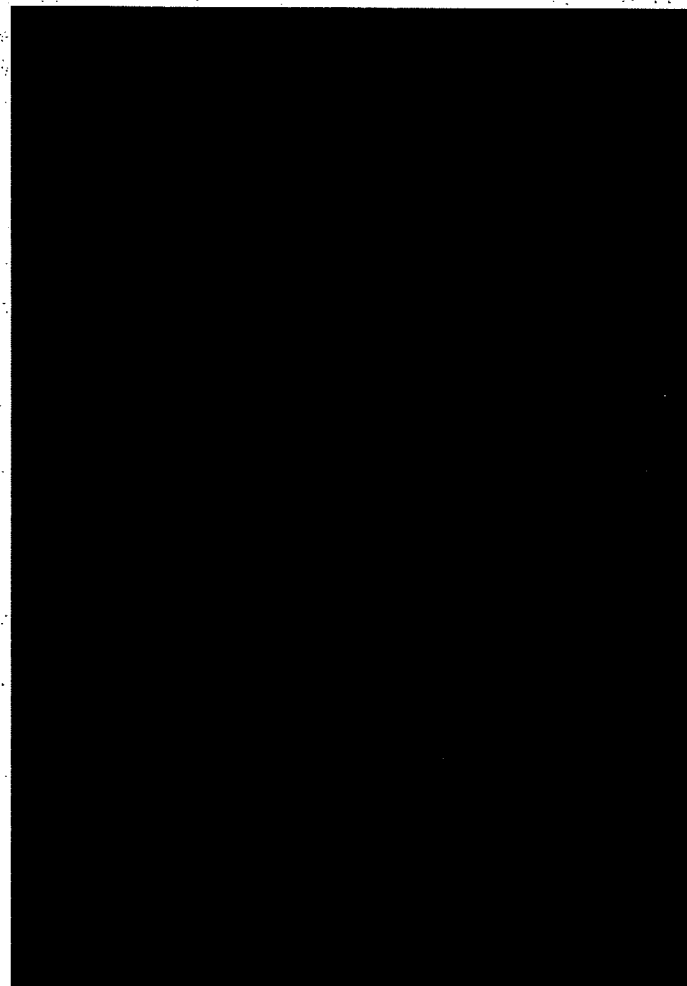


4. 日本側調査額



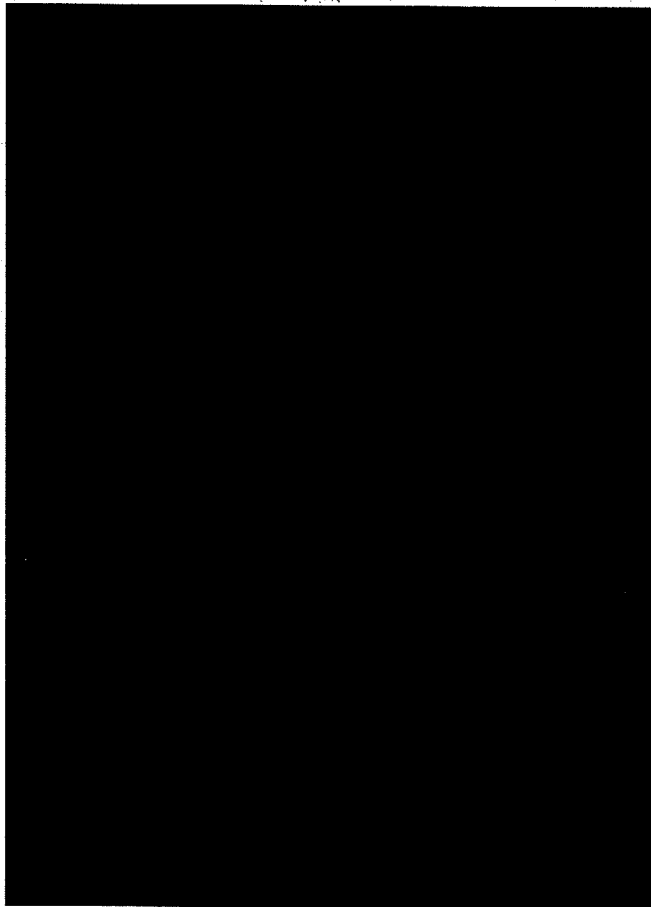


-166-



-167-

90



② 軍人軍属(37年2月厚生省調)



註 1 全鮮分の数字である。

2 日本在住者を含む

(参考資料)

1 朝鮮人徴用の状況及び計数について

(資料)

- 「日本人の海外活動に関する歴史的調査」(朝鮮篇第9分冊)
- 「在日朝鮮人処遇の推移と現状」(30年7月、法務研究45集第3号)
- 外務省作成徴用韓人数関係資料(36年10月20日、37年2月9日及び37年2月19日)

(1) 朝鮮人の徴用状況

(イ) 支那事変以後朝鮮の人的資源は日本全体の労働給源として戦争遂行上きわめて重要な地位を占めるに至つたが、労働動員の方法は次の3つがあつた。

- ① 徴用 国家総動員法(昭和13.4.1法律第55号)第4条及び第6条にもとづく国民徴用令(昭和14.7.8勅令第451号)による徴用である。

朝鮮ではその全面的発動を避け、16年に軍関係要員のみに適用し、19年2月になつて朝鮮内の重要工場、事業場の現員徴用を行なつた。日本内地で働いていた朝鮮

人労働者には、17年10月から一部に徴用令を発動し、軍属として採用稼働されていた。19年9月以後(8月の閣議決定により)朝鮮から内地へ送出される労働者にも一般徴用が実施された。

- ② 官斡旋 国(総督府)が直接に労働者の募集、設備、送出に当るものである。
- ③ 募集 内地側事業主に渡航に関する一切を斡旋せしめ、労働者を集団的に送出させる方法である。労働者の自発的意思にもとづく契約という形ではあるが、集団的募集であり社会的圧力があつたことは想像にかたくない。(昭和14年4月、国民動員の企画が立案されたとき、朝鮮人労働者を移入する方針が決定された。)

(ロ) 戦争初期は官斡旋によるものが圧倒的であつたが、戦争末期となり内地の空襲が苛烈になるに従つて渡航忌避者が続出し、朝鮮自身、食糧増産及び軍関係土木工事が急増し、労働需給が逼迫したため、拒否した場合に制裁を伴う徴用に頼ることとなつた。しかし、当初は家族同伴が認められなかつたため(19年2月の閣議決定で認めることとした)留守家族の生活の問題があり、また就労先及び期間が明瞭にされず、一定

期間がきてもこれを延長して長期におよび、本人の生死すら不明のものもあつて、非常な人心の動揺をきたした。また当初はいたずらに厭罰主義をもつて臨むことを避けたため、徴用についても不応者が続出し、やむを得ず終戦直前には厭罰を科する態度を明らかにするにいたつた。

2 朝鮮では創氏(朝鮮人に対し日本式の姓に改めることを奨めたこと)、徴用(米の)供出を三大怨恨事と称している。(朝鮮人が「哀号、々々」と泣き叫ぶのを、む理やりトラックに乗せて連れて行つた、という話もある)

(ロ) 内地送出的朝鮮人労働者をもつとも歓迎されたのは、炭坑であつた。内地では戦時増産の至上命令下労働需要が増加していたが、石炭の必要性は高調されながら、炭鉱の労働管理はまずく、労働者が絶えず他の産業部門へ引抜かれていた。農村出身の強靱な体の朝鮮人労働者はこの炭坑の危機を救うべく送り込まれて20年3月末現在、全国41万6千人の炭坑労働者のうち、[]の[]人が朝鮮人であつた。

動員労働者はそれぞれの戦場で終戦まで働きつづけていたのではない。20年3月現在、14年以來の約[]の動員労働者のうち、逃亡、所在不明が約[]あり、期間

満了帰郷者、不良送還者、その他を除くと、事業所現在数は動員労働者の半数にも満たなかつた。

これは、戦時下の諸物資欠乏と、労働管理の不当であつたこと、また契約期間の延長で安定しないことが主な原因であるが、当時朝鮮人の内地渡航制限が抑制され、またその旅費に困るものが、この徴用という官費官許旅行を利用して渡航し、機会をみて逃亡すること、誘惑が多く、労働者集めのブローカーにより引抜きが激しいこと、食糧規制が全国的に不均等なため、規制のゆるい府県の事業場や、特別に食糧の入手できる事業場に移動する傾向があつたことなども大きな理由としてあげられている。

(2) 移入朝鮮人労働者数

(イ) 当時の統計について

名簿は各事業場が保管しており、移入、転入、帰郷、逃亡、死亡、負傷、現在数なども、各戦場で整備されていた。それに対して、1年に2度～3度(3月末、6月末、12月末)現在の統計が、各府県を通じて集計された。20年は3月末がとられ、あとは終戦時現在数が把握された。し

たがつて、政府には当時の集計統計があるだけで、名簿は厚生省には保管されていない。ただし、21年6月に、総司令部の命令で集めた名簿17府県 [redacted] 名分はある。

なお、厚生省とは別に、内務省警保局でも集計されていた。

(四) 韓国側の提示した総人員 [redacted] については、米国戦略爆撃調査団の記録に「厚生省勤労局資料」とあり、他の資料からみても真実に近いと思われる。

○ 米国戦略爆撃調査団著

「戦時日本の生活水準と人力の活用」130ページ付属表

Number of Korean Contract Workers Brought Into Japan Proper Annually by Type of Work Assigned, 1939-45

Year (1)	Total number	Type of work assigned		Construction and civil engineering	Other work including factories
		Coal Mining	Metal Mining		
1939	38,700	24,279	5,042	9,379	1,546
1940	54,944	35,431	8,069	9,898	1,546
1941	53,492	32,099	8,988	9,540	2,865
1942	112,007	74,576	9,483	14,848	13,100
1943	122,237	65,208	13,660	28,280	15,689
1944	280,304	85,953	30,507	33,382	130,462
1945 (2)	6,000	1,000		2,000	3,000
Total 1939-45 (3)	667,684	318,546	75,749	107,327	166,062

- (1) Fiscal year commencing on 1 Apr. of year indicated and ending 31 Mar. of following year.
- (2) Estimated for first quarter of fiscal year (April through June).
- (3) Total number brought into Japan. Number of Koreans leaving Japan or transferring from previously assigned industry not available.

Source: Data submitted by Labor Bureau, Welfare Department.

○ 国民動員計画により導入された朝鮮人労務者

年 度	日本内地・樺太・南洋		日本内地のみ				ほか軍要員 日本内地への 徴用 (カヅコ内は うち徴用)
	計画数	渡航数	計画数	承認数	渡航数	受入実数	
昭和 14	[redacted]						
15							
16							
17							
18							
19							
20							
計							
終戦時現在							

- (注) 1. 日本内地、樺太、南洋の「計画数」「渡航数」は「日本人の海外活動に関する歴史的調査」による。
2. 日本内地のみ「計画数」は、朝鮮総督府鉱工局勤労働員課「第8回 国議会説明資料」による。〔 〕内は厚生省資料による。
3. 「承認数」は武田行達「協和事業概論」による。
4. 「渡航数」は上記2.の資料による。20年の数については、上記1に20年対内地国民徴用数〔 〕とある。
5. 「受入実数」は内務省警保局資料により、19年は厚生省資料(20年3月分欠)による。ただし内務省警保局統計では、20年3月末までの計〔 〕である。
- 「終戦時現在数」は外務省「終戦記録」による。
6. ほか「軍要員数」は、15年は上記2.により、16年～20年は上記1による。
7. 空欄は不明である。

○ 各資料の総合比較表

年 度 (4月- 3月)	戦略爆撃 調査団 総 数	武田氏 の 数	総督府 勤員統計	厚生省集 計 (1)	警察資料 (厚生省) (2)
14年					
15年					
16年					
17年					
18年					
19年					
20年	(推定)				
計					

- (1) 労働省保管 昭和19年3月末統計および厚生省資料(?)
- (2) 警察庁借用の「朝鮮人関係計」様式にあるもの

(一) 徴用労働者の内訳

総数〔 〕名については前記のとおり、真憑性が高いと考えられるが、これは自由募集、官斡旋、徴用と強制制匠の全く異なる三種の労働者を含んでいる。試みに、3種の分類を行なえば次表のとおりである。

① 勤員の種類

移入数

種 類	期 間	人 員
総 数	14年9月～20年4月頃	人
自由募集	(14年9月～17年2月)	
官 斡 旋	17年2月～19年8月	
国民徴用	19年9月～20年4月頃	

- (注) 1. 自由募集は、警察庁「朝鮮人関係統計」中の昭和20年3月末移入労働者現在員調の移入者数欄の「募集」の項より。
2. 官斡旋、徴用数については、大蔵省管理局編「海外調査」より各送出数(官斡旋〔 〕名、徴用〔 〕名)を計算、その割合により、官斡旋、徴用の移入数(〔 〕名より上記自由募集数を減じたもの)から、各移任数を算出した。

② 移入後の経過

項 目	人 員
移入総数	
(1)終戦時現在職場にいたもの	
(2)期間満了帰国者	
(3)不良送還者	
(4)逃亡後発見送還者	
(5)所在不明者	
(6)その他	
1.死亡、2.病気及び家事都合により永久帰国等	

(注1)厚生省「大東亜戦争下における勤労状況」による。

(2)(3)(4) は警保局統計(20年3月現在)による。4月以後は帰国者が極く限られているとみた。

(5) 警保局統計(20年3月現在) [] とあるが、本表では移入総数より(1)、(2)、(3)、(4)、(6)項の数を減じたもの。

(6) 警保局統計(20年3月現在) [] とある。

○ 昭和20年3月末移入労働者

現在員調

項目別	移入別	徴用斡旋	募 集	合 計
制当認可数				
移入者数				
減 耗 数				
内訳	増進満了帰国者			
	不良送還者			
	逃 走 者			
	(所在不明者)			
	(発見送還者)			
	(復 帰 者)			
	そ の 他			
現 在 員 数				

(備考)

- 示数は累計数なり。
- 移入者数に対する逃走率は [] %なり。
- 減耗数の徴用斡旋は [] 同合計は [] となるが原統計とありとした。
- 復帰者数は逃走者数にはふくむが、減耗数にはふくまない。
(警察庁「朝鮮人関係統計」より)

○ 朝鮮人労働者対日本動員数調

年 度	計画数	石炭山	金属鉱山	土 産	工場其他	計
昭和14年	85,000人	34,659	5,787	12,674	—	53,120
15	97,300	38,176	9,081	9,249	2,892	59,398
16	100,000	39,819	9,416	10,965	6,893	67,098
17	130,000	77,993	7,632	18,929	15,167	119,821
18	155,000	68,317	13,763	31,615	14,601	128,296
19	290,000	82,859	21,442	24,376	157,795	286,432
20	50,000	797	229	836	8,760	10,622
計	907,300	342,620	67,350	108,644	206,073	724,787
終戦時にあける現在数		121,574	22,430	34,584	8,6794	365,382

(備考)

- 昭和19年計画数は、年度中途において326,000に変更せられたり。
- 昭和20年計画は第1四半期計画として設定せられたものである。
(「日本人の海外活動に関する歴史的調査」朝鮮篇第9分冊、68ページ)

(3) 朝鮮人軍人軍属関係計数

- (1) 朝鮮には昭和13年より特別志願兵制度が実施された。



身 分		復 員	死 亡	計
陸 軍	軍 人 軍 屬 計			
海 軍	軍 人 軍 屬 計			
合 計	軍 人 軍 屬 計			

(イ) 上記計数の説明

① 陸軍関係（厚生省援護局復員課）

陸軍関係 人の軍人軍属については、内地、朝鮮、南方方面所在の各部隊ごとに名簿があり、終戦後、各地より復員してくるごとに名簿を提出させ、それを昭和25、6年頃に集計したものが約 に達した。一方、陸軍省が昭和20年3月全国の留守家庭に届出させ、それをまとめた数字と各部隊がもっていた負傷者、死亡者の断片的な資料を合わせたものが約 となった。上述の とこの の数字を合わせると約25万になるが、調査の結果、両数値の性格上当然ダブっており、その照合作業を進めた結果、結局 人に着いたのである。 と の開きは時間的なずれと留守家族の思い違い、部落名簿の整理の不完全によるものであると考えられる。しかし、日本側の提出した 人の数字については現在名簿、カードともにそろっており、真実の数値であると確信している。想像であるが、韓国側の数字は上述の と を加えたものではないかと思われる。

② 海軍関係（厚生省援護局業務2課）

海軍関係 人の軍人軍属の身上台帳は、内地は所管官署がもっており、戦地では派遣台帳をもっていた。朝鮮分については鎮海海兵団に兵籍簿が保管されていた。それらの台帳を整理統合した数字が 人である。

(参考)

○旧陸海軍々人軍属であつた朝鮮人の復員・死亡別人員表

(厚生省調 35年12月)

身分	復員	死亡	復員死亡不明		氏名不詳	計
			復員	死亡		
陸軍	軍人					
	軍属					
	不明					
	計					
海軍	軍人					
	軍属					
	不明					
	計					
合計	軍人					
	軍属					
	不明					
	計					

(注) 氏名不詳者は概ね復員と認められるが、個人的資料が不足のため確認できないものである。かりにこれを全員復員者とした場合がカッコ内の数字である。

2. 補償金請求の問題点

(1) 本請求の性格について

(イ) 韓国側は死亡、傷病者のみならず、生存者についてまでその精神的肉体的苦痛に対する補償を請求している。これは徴用されたということ自体を補償請求の根拠とするものである。

(注) 1 第5次会談では韓国側は、「強制的に動員し、精神的、肉体的苦痛を与えたことに対し相当の補償を要求することは当然と思う」と述べている。

さらに日本側が「朝鮮人は当時は一応日本人として徴用されたわけで、これらの者に対し韓国側では、日本人に対してとられたのと同じ援護措置をとつて欲しいということか」とたずねたのに対し、韓国側は「新しい立場で要求しているのであり、(強制的に動員されて苦痛を負った事実にかんがみ) その意味で考え方

を変えて理解して欲しい」と答えている。

2 第5次会談で、韓国側がしばしばカイロ宣言等を引用し、「朝鮮人の奴隷化された状態」云々ということを出していたが、彼らの考え方の基本はそのようなところにあるものと推察される。

(ロ) しかし、日本側の基本的立場としては、韓国側のかかる云い分をそのまま認めることは到底できない相談であり、そもそも日本人については、単に戦時中に徴用されたという事実だけで補償は払っていないのであるから、韓国人徴用者にこれを認めることは論外であり、かつ、日本人被徴用者への波及の点でも好ましくない問題を生ずることになる。

(ハ) 援護法との関係

昭和27年4月、戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定され、戦争によつて死亡、傷喪、罹病した軍人、軍属、国民徴用令による被徴用者等に対する援護が行なわれることとなつたが、朝鮮人には適用されていない。

(a) 遺族援護法 応徴給員及び国民徴用令による被徴用者等をその対象として含む。(軍人軍属を含むことはいうまでもない。)(遺族援護法第2条第1項第3号参照)

しかし同法の附則第2項により、戸籍法の適用のないものについては適用されないことになっている。

○附則2項 戸籍法……の適用を受けない者については当分の間、この法律を適用しない。

(b) 留守家族援護法 旧陸海軍から給与を受けていたもので、未復員のもの等を対象とするが、第2条で日本の国籍を有しないものにつき適用を排除している。

○留守家族援護法附則9項 この法律の施行の際、現に旧法又は従前の公務員給与法附則第3項の規定により俸給の支払を受けている者が、この法律による留守家族手当の支給を受けることができない場合には、その者及び従前の例によりその者と同順位にある者に対して、昭和28年8月以降、毎月、その俸給の額に相当する額の特別手当を支給する……。

(c) 日本側としてせいぜい云えることは、徴用それ自体が不当であるとかないとかいうことでなく、具体的には当時同じ日本人として困難な戦争に協力してくれて、故郷を離れた土地でいろいろ苦勞し、かつ死亡、傷病したという事実に対しては、

(2) 他の項目等との関連

(1) 未収金との関係

前掲(3)未収金の項において述べられている供託金額中には、次のような被徴用者等の被害に対する補償が含まれている。

① 国家総動員法にもとづく国民徴用令 19 条の 3 による

遺族に対する諸扶助、埋葬料。

② 工場法、鉱業法、労働者災害扶助法、健康保険法、労働者災害責任保険法、厚生年金法による障害手当、障害扶助料、遺族年金、遺族扶助料、埋葬料等。

③ 旧陸海軍々人軍属については埋葬料、遺骨引取経費（あわせて 580 円から 5,700 円まで）

(4) 応徴給員については諸障害手当、死亡手当、埋葬料等。

3. 終戦後における旧軍人、軍属等に対する処遇一覧表

身分事由	未復員者または 未帰還者について	傷病または障害 について	死亡について	備 考
軍人	未復員者給与法（昭 28 廃止）（昭 22 法 182 号） 俸給 扶養手当（留守家族 に対し） 帰郷旅費（復員時、 本人に） 未帰還者留守家族等 援護法（昭 28 161 号） 留守家族手当 留守家族に対し 帰郷旅費（帰還時本 人に）	未復員者給与法 （復員後） 療養の給付 未帰還者留守家族等 援護法（帰還後） 療養の給付 障害一時金 戦傷病者戦没者遺族 等援護法 （昭 27 法 127 号） 更生医療 補装具の交付 国立保養所への収容 障害年金 障害一時金 恩給法（大 12 法 48 号） 増加恩給 傷病年金 傷病隠金	未復員者給与法 遺骨引取経費 遺骨埋葬経費 未帰還者留守家族等 援護法 遺骨引取経費 葬料 戦傷病者戦没者遺族 等援護法 遺族年金 弔慰金（国債） （5 万円） 恩給法 扶助料	1 未帰還者留守 家族等援護法 の施行に伴な い未復員者給 与法及び特別 未帰還者給与 法は廃止され た。 2 軍属、準軍属 は、戦傷病者 戦没者遺族等 援護法上の軍 属、準軍属を 示す。
軍属	(軍人に同じ)	軍人に同じ (ただし恩給法不適 用)	軍人に同じ (ただし恩給法不適 用)	3. 「特別未帰還 者」とは、も との陸海軍に 属していな い者で昭和 20 年 9 月 2 日か ら引き続き海 外にたつてソ 連地域内の強 制抑留者と同 様の実情にあ る者をいう。
特別未 帰還者	特別未帰還者給与法 （昭 28 廃止） （昭 25 法 279 号） 未復員者給与法準用	特別未帰還者給与法 未復員者給与法準用 未帰還者留守家族等 援護法（帰還後） 療養の給付 障害一時金	特別未帰還者給与法 未復員者給与法準用 未帰還者留守家族等 援護法 遺骨引取の経費 葬料の経費	4. 点線より上は、 準軍属のうち 特別未帰還者 のみが対象と なる。
満州開拓 青年義勇 隊員等	未帰還者留守家族等 援護法	戦傷病者戦没者遺族 等援護法 障害年金（軍人の半 額、経症者は除かれ る） 更生医療 補装具の交付 国立保養所への収容	戦傷病者戦没者遺族 等援護法 遺族給与金（軍人の 半額、5 年間限り） 弔慰金（国債） （5 万円）	
徴用工 勤労学 徒計 参 加 者	留守家族手当 留守家族に対し 帰郷旅費（帰還時本 人に）			

(参 照)

1 遺族援護法の規定する給与

① 軍人軍属に対する遺族年金

先順位者には年 6 1 0 0 0 円

(先順位者が複数有的时候には)

$$\frac{(\text{先順位者数} - 1) \times 5,000 + 61,000}{\text{先順位者数}} \text{円}$$

その他の遺族には 1 人につき 5,000 円

② 準軍属に対する遺族給与金 (5 カ年間)

死亡した者 1 人につき遺族年金の $\frac{1}{2}$ (30,500 円)

③ 軍人軍属、準軍属に対する障害年金、障害一時金。

1) 年金は最高軍人軍属の特別項症 254,000 円から

最低準軍属第 6 項症 24,000 円まで。

2) 軍人軍属に対する障害一時金は、第 1 款症 24,800

円から第 3 款症 174,000 円まで

④ 弔慰金 (一時金)

死亡したもの 1 人につき 50,000 円

その他に厚生医療の給付、補装具の支給、国立療養所へ

の収容等の援護がある。

2 留守家族援護法の規定する給与

① 留守家族手当

$$5,080 \text{ 円} + (\text{留守家族数} - 1) \times 4,000 \text{ 円}$$

を毎月支給する。

② 障害一時金 (38,000 円 ~ 160,000 円)、遺族引取

経費、帰郷旅費、療養費等の援護措置。

(注) 上記の金額は昭和 37 年度現在のもの。

(5) 対日本政府請求

A 未払恩給

1 韓国側主張

文官、軍人の普通恩給について20年間の恩給支払を請求する。(既裁定分のほか、裁定申請中のものを含む。)

○ 恩給法上の国籍喪失の問題に関連していえば、本件は本来の日本の国籍法の規定だけでは論ぜられない。国籍法は個人の意思による国籍喪失を規定したものであり、日本の恩給法は本件のごとき韓国の独立といった事態を想定しているものではないから、個々の条文の規定から判断すべきではない。

2 韓国側主張額 306,194,970円

(内訳)

年金	35,120名	289,645,000円
一時金	20,268	14,549,970
計	55,388	306,194,970

(算定基礎)

既裁定分については恩給業務を扱っていた郵便局窓口を通じ(恩給金庫の調査とも照合し)得た数字であり、未裁定については終戦当時申請中のもの及び恩給学給権は生じているが書類の未提出のものも含む。38度線以北の分については、既裁定未裁定ともに一定の割合で推定を行なっている。

6 日本側見解

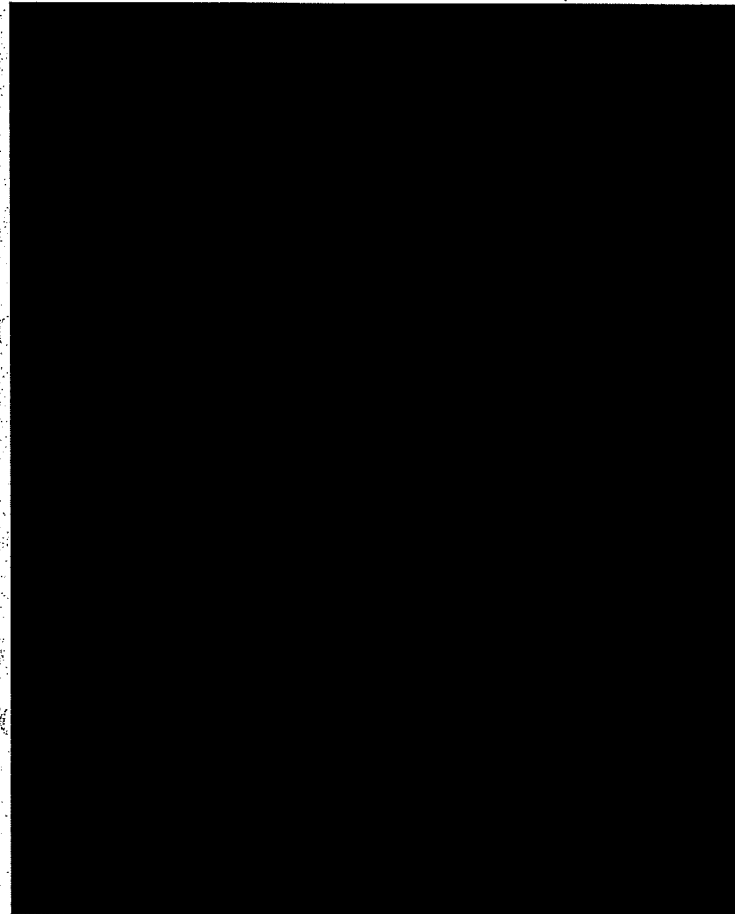
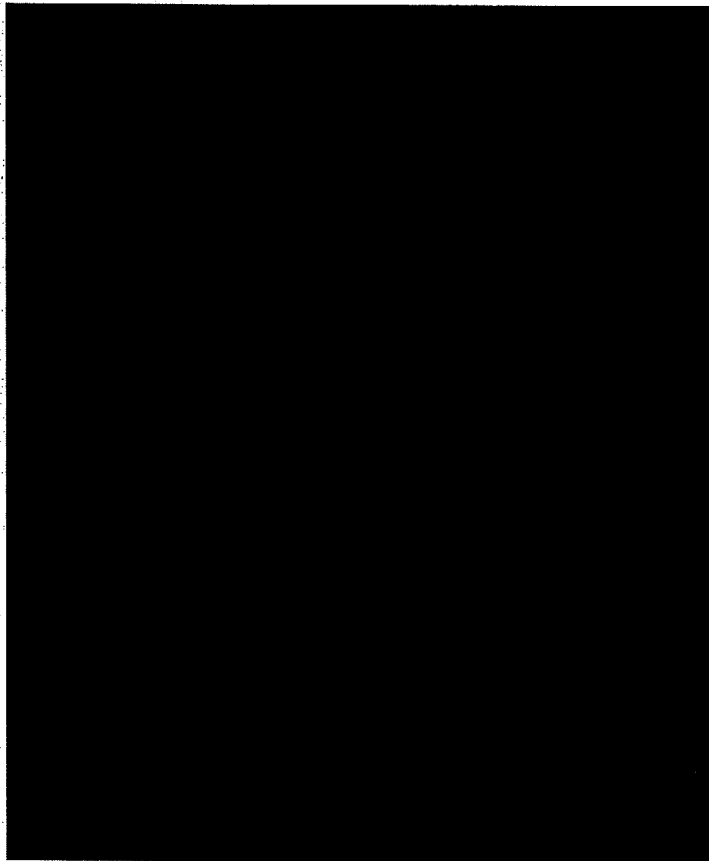
方針としては(請求権委員会が韓国側に述べた線)

①
②
③

についての恩給支払を考慮したい。



4. 日本側調査額



2. 朝鮮関係恩給の種類

官 職	根拠法	裁定者	負担主体
1. 一般文官、官立学校職員 公立中学校職員	恩給法	恩給局長	国 庫
2. 刑務官、朝鮮総督府巡査	恩給法	朝鮮総督	国 庫
3. 朝鮮総督府巡査	恩給法	道 知 事	国 庫
4. 公立初等学校職員	恩給法	道 知 事	国 庫
5. 朝鮮総督府道消防手	恩給法	道 知 事	地 方 費
6. 朝鮮地方待遇職員令 による職員	恩給法	道 知 事	地 方 費
7. 地方費支弁の文官	恩給法	道 知 事	地 方 費
8. 道吏員	道 令	道 知 事	道
9. 府吏員	府 令	府 尹	府

(参考資料)

1. 朝鮮関係恩給制度について

① 朝鮮関係恩給、年金制度の概要

(1) 種 類

- ① 官吏、待遇官吏 恩給法の適用を受ける。
- ② 道府吏員 道吏員は各道の道令、府吏員は各府の条例による吏員退職料及び遺族扶助料規則にもとづき退職料、扶助料等を給されていた。
- ③ 現業官庁職員 朝鮮における現業官庁としては通信局、交通局があつた。この職員で恩給法上の官吏でない者に対しては、それぞれ勅令にもとづき共済組合年金、一時金を給する制度があつた。

○大正9年勅令574号（通信局共済組合）

○大正14年勅令116号及び大正10年勅令236号（交通局共済組合）

- ④ 旧韓国人 日韓併合の前年、韓国の軍部廃止に際し、現役を離れた将校には終身恩給が、休職となつた将校のうち一定のものには年金たる扶助金が給されていた。

その他の軍人については朝鮮人軍人及び朝鮮人軍人遺族扶助令により服役年金、傷病年金、賦恤金、葬寧

科の扶助料が給されていた。

(ロ) 朝鮮における公務員の恩給、年金制度を裁定官庁、恩

給給与負担者別に一覧表に示すと次のとおり。

① 恩給法によるもの

裁定官庁	公務員の種類	恩給の種類	恩給負担主体	俸給与主体	待遇
恩給局	(イ) 一般文官 官立学校職員 (ロ) 公立中学校職員	年金恩給 一時扶助料 一時恩給	国庫	(イ) 国庫 (ロ) 地方債	勅任 奏任
朝鮮総督府	(イ) 刑務官 (半任官たるものを除く) (ロ) 朝鮮総督府巡查	年金恩給 一時扶助料 一時恩給	(イ)(ロ)とも 国庫	(イ)(ロ)とも 国庫	判任待遇
朝鮮道知事	(イ) 朝鮮総督府巡查	年金恩給 一時扶助料 一時恩給	国庫	国庫	判任待遇
	(ロ) 公立初等学校職員 (国民学校、実業補習学校、幼稚園)	年金恩給 一時扶助料 一時恩給	国庫 地方債 (全額国庫負担)	地方費 (半額国庫負担)	奏任
	(ハ) 朝鮮総督府 道警防手	年金恩給 一時扶助料 一時恩給	地方費	地方費	判任待遇
	(ニ) 朝鮮地方待遇職員 令による職員 (昭18.6.6止)	年金恩給 一時扶助料	地方費	地方費	奏任待遇 判任待遇
	(ホ) 地方費支弁の文官	一時恩給			奏任

② 道令および府条例によるもの

裁定庁	公務員の種類	恩給料等の種類	恩給料給与主体	給料給与主体
道知事	道更員	恩給料(年金)	道(地方債)	道(地方債)
府尹	府更員	恩給料(年金)	府(地方債)	府(地方債)

③ 共済組合令によるもの

所管官庁	公務員の種類	年金等の種類	年金給与主体	俸給給与主体
朝鮮総督府 府通信局	甲種組合員	公傷年金 退職年金 (20年以上) 一時金	朝鮮総督府 通信局共済組合	国庫
	丙種組合員	退職年金 一時金	同上	同上
朝鮮総督府 府交通局	甲種組合員 及び 丙種組合員	退職年金 (15年以上) 公傷、廃疾年金 (10年以上) 遺族年金 遺族扶助料 一時金	朝鮮総督府 交通局共済組合	国庫

④ その他

所管官庁	公務員の種類	年金等の種類	年金給与主体
朝鮮総督府	明治42年7月31日 旧韓国軍の将校にして 現役を離れたるもの	年金	国庫
同上	朝鮮軍人	年遺族扶助金	国庫

(2) 朝鮮関係恩給、年金の終戦後現在までの経緯

(1) 官吏、待遇官吏に対する恩給

① 恩給局長裁定の恩給

内地人にひきつづき支給されていることはもちろんであるが、朝鮮人受給者の恩給についても昭和20年度第2期分(20年7月渡)までは、支給済と認められる。恩給金庫に証書を寄託のもの(総数の2割程度)については、21年度第1期分(21年4月渡)まで恩給金庫名義の振替貯金口座に振替済みである。また27年4月渡までは、一般に請求があれば支払いを行なう方針であった。

(実際に支払われた額は郵政省貯金局調べによれば、

2,532,947円)

② 外地経済負担、地方長官裁定恩給及び国庫負担、地方長官裁定については、昭和21年に両者ともすべて国庫が負担することとなつた。旧外地地方長官が裁定していた恩給は恩給局長が裁定することになり、従前旧外地地方長官が発行していた恩給証書も新たに恩給局長の発行する恩給証書と取り換えることとなつた。

○ 昭和21年法律第31号及び昭和21年閣令第84号

また、旧外地からの帰還者等で昭和21年勅令第287号により自然退職する者については外務省を進達官庁とすることとされた。

2 朝鮮人に対する恩給支払いの問題点(35年10月理財局外債課)

(1) 条約先例について

領土変更に伴う国籍喪失者が有していた恩給権に関しては、国際法上の学説規則がない。

(1) ヴェルサイユ条約では、フランスに割譲せられたアルザス・ローレンヌに関する特別規定があるのみで、一般規定はない。同条約第62条第1項は「ドイツ国政府は1918年11月11日迄は「アルザス・ローレンヌ」に於て權利ヲ取得セラレ且其ノ支出ガドイツ帝国ノ予算ノ負担タリシ軍人及非軍人ノ一切ノ恩給費ヲ負担スルコトヲ約ス」と規定している。これは、

① 恩給権が1918年11月11日(ドイツ降服の日)までに「取得」されていたこと、すなわち、降服による領土分離に伴つて退職する者の恩給を含まぬこと、及びドイツ帝国の恩給法の規定を詳しく調べなければ確定

的なことはいえないが、もし、ドイツ恩給法が裁定官庁によつて裁定されてはじめて恩給権が「取得」されと定めているのであれば、1918年11月1日に未裁定恩給も含まないことを意味する。

② 「ドイツ帝国ノ予算ノ負担タリシ」恩給、すなわち国庫負担の恩給に限っている。

ことが注目される。

(ロ) サンジェルマン条約等の規定

サンジェルマン条約及びローザンヌ条約によれば、これらの条約によりオーストリア国以外の国の国民と認められ、またはその国民となるものは、自分の恩給金につきオーストリア政府に対してなんら請求権を行使できないと規定されている。(サン・ジェルマン条約第216条、ローザンヌ条約第61条)

(ハ) イタリア平和条約の規定

① 同条約第14附屬書第9項は、次のように規定している。

「イタリア国はこの条約に基いて継承国の國籍を取得する者が、イタリア国の国、市又は他の地方行政官庁における勤務に対して、この条約の実施の日までに受けてき

た文官又は軍人の恩給を、まだ支払期日の来ていない恩給受領権も含んで、支払うことについて、引き続き責任を負わなければならない。この責任を遂行する方法を規定する取極は、継承国とイタリア国との間に締結されなければならない。」またトリエツト自由地域に関しても第10附屬書第8項に同様の規定がある。

② ここで、「まだ支払期日のきていない恩給受領権」とは具体的にどの範囲のものであるか、未裁定の恩給のみならず未だ恩給権が発生していないものでも、現在の勤務を継続するとしたならば将来恩給権を取得するであろう者にも恩給を支払すべきであるという意味か、それとも単に既発生の恩給権者の恩給について将来の支給額も考慮した額を支払うという意味か、イタリアの恩給法を研究しなければその意図する内容はわからない。

③ いずれにしても、恩給支給方法に関しては別にイタリアとトリエツト自由地域あるいは他の継承国との間で取極を行なうことになつている。なおイタリアの処理方法は地方団体負担の恩給についてもイタリア国が責任を引き受けている点で注目される。

(2) 恩給の特質

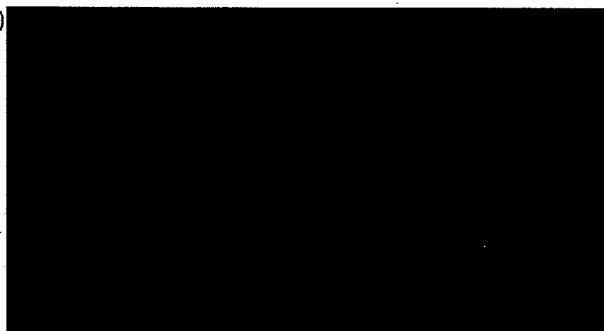
(イ) 以上のように恩給が領土割譲に伴ってどう処理されるかは、条約先例が一致していない。従つてこの問題は条約先例を参考にしつつも、わが国の恩給の特質を考慮して合理的に解決されなければならない。

(ロ) わが国の恩給の特質は恩惠的なものである、といわれている。

恩給受給権は、権利といつても国と契約関係にあるとみなされていなかった「天皇の官吏」に対し、一方的に恩惠的に与えられたものにすぎないのである。そこで一定の法律要件に該当すればその権利は当然に消滅する。

昭和27年4月、平和条約発効と同時に、朝鮮人が日本の国籍を（日本の国内法上）喪失すれば、恩給権は当然に消滅するのである。（恩給法9条1項3号）

(ハ)

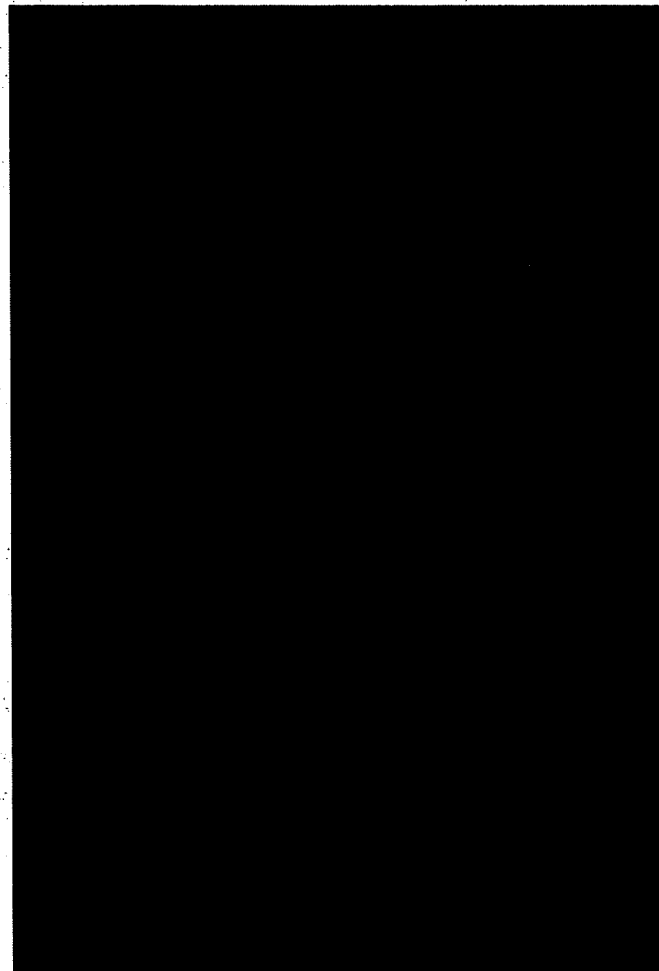


(3) 各恩給についての検討





-206-



-207-

3 朝鮮人の国籍について

(36年10月、理財局外債課)

(1) 日韓併合による日本国籍の取得

(イ) 朝鮮人は明治43年の日韓併合によつて日本国籍を取得したものと解されている。

(注) 新領土取得ノ場合ニ於テ、其住民ガ日本ノ国籍ヲ取得スル条件ハ各場合ニ付条約ノ定ムル所ニ依ルベク、場合ニ於リ一様ナラズ。……韓国併合ノ場合ニ於テハ固ヨリ此ノ如キ(台湾のばあいのような)選択権ヲ認ムル余地ナク、併合ノ時ニ於テ韓国ノ国籍ヲ有シタル者ハ給テ併合ニ伴ヒ日本人トナリタリ。(美濃部「憲法概要」156頁)

すなわち旧憲法は「日本臣民タルノ要件」は法律の定めるところに依るとしていたが、この「法律」に該当するものが、朝鮮人の国籍については韓国併合条約であつたと考えられる。

(ロ) 国籍の得喪の要件を定めている旧国籍法は台湾については適用されていたが、朝鮮については終戦まで遂に施行されなかつた。もつとも、制令により国籍法に依るべきものと定められていた。

い) 朝鮮については戸籍法の適用もなかつた。これは台湾も同じであつた。朝鮮人と内地人、台湾人、樺太土人相互の間には転籍の自由がなかつた。転籍が認められなかつた主な理由は、朝鮮人には兵役の義務がなく、相互の転籍を自由にする^①と転籍が兵役忌避の手段に使われることをおそれたものであると説明されている。もつとも、同じく兵役義務のない台湾人との間の転籍も認められなかつたし、太平洋戦争が勃発して、朝鮮人についても兵役を果してからでも転籍は認められなかつた。しかし、この戸籍が別であつたことにより、内地人の区別がきわめて明瞭になつていたのである。

(2) 戦後の朝鮮人の国籍の取扱い

い) 戦後、平和条約の発効までの朝鮮人の法律における取扱い方は、次の通りがあつた。

① 日本人と同様に取り扱いもの^②これが原則であり、特に規定する場合以外は日本人として取り扱われた。

② 「当分の間」法律の適用外とするもの^③戸籍法の適用なきものについて除外することにより、朝鮮人を除外するものである。公職選挙法(附則第2号)等

③ 「当分の間」外国人とみなすもの^④外国人登録令(第11条)

①の場合はもとより、②においても単に適用を除外するにとどまり、③においても朝鮮人の特殊の地位からして外国人と「みなし」ているにすぎず、日本の国籍を失つてゐるものではない。

(注) 1. 連合国総司令部は、世界諸国を連合国、中立国、敵国、

特殊地位国、地位未定国に分けた中で、朝鮮を特殊地位国に入れていた。20年11月1日、最高司令官に対する初期の基本指令には、在日朝鮮人については、台湾人とともに「軍事上の安全が許すかぎり」解放人民^⑤として処遇すべきである。彼等はこの文書中に使用されている「日本人」という用語には含まれない。しかし、「日本国民」であつたから、必要な場合には「敵国人」として処遇されてよい」と云つていた。

21年11月、総司令部は「総司令部の引揚計画にもとづいて本国に帰還することを拒絶するものは、正當に設立された朝鮮政府が、彼等に対して朝鮮国民として承認するまで、その日本国籍を保持する(とみなされる)」と述べた。

2. 朝鮮人の国籍に関して、①「日本政府は日本国内に居住する朝鮮人は、依然日本国籍を有するものと解すべきであり」、②「終戦前から引続き日本に在住する朝鮮人

は、講和条約の締結までは、特別の定めがある場合を除いては、従前通り日本国籍を有するものとして取扱うべきではない」、④「朝鮮人の国籍は、講和会議において正式に決定されるものであり、現在は未確定の状態にある。条約締結に至っていない現在、彼等は日本国籍を失っていないというべきで、殊に日本在住のものに関してはそういえる。もちろん個々の場合に於ては、たとえば外国人登録令の適用については、外国人として取扱われるなど、その取扱いは一定していないので、あたかも二重国籍の状態にあるとき感を与えるものである」、④従つて「帰化の問題は生じない」とされた。

① 24.1.26(民事甲第144号)法務府民事局長
長回答「朝鮮人の国籍」

② 24.4.28(行政甲第26号)最高裁判所事務
総長より参議院法制局長あて回答「在日韓鮮人の請願
権及び国籍」

③ 24.4.28 法務調査意見長官の参議院法制局
長あて回答「在日外国人の請願権及び在日朝鮮人の国
籍について」

④ ①に同じ。

問 朝鮮人は戦後、講和条約の発効により国籍を喪失したものと
考えられる。日本国との平和条約第2条(a)項で「日本国は、朝
鮮の独立を承認し……」とあるのが、国籍喪失の根拠規定で
ある。

平和条約発効により朝鮮人が日本国籍を喪失したとする考え
方に対しては、領土分離に際しての国籍の変更の問題は両当事
国間の条約による決定に委ねらるべきであつて、そのような条
約により国籍が決定されるまでは、分離地域の住民の国籍はペ
ンディングな状態にあるのではないかという疑問がある。

しかしこの疑問は誤りである。国家はその国民の範囲、つまり
国籍の決定を自主的に行ないうるというのが国際法の通説であ
る(注)。(もつとも第1次大戦後の例では、当事国間で決定さ
れた例が多い。)

(注) 国籍を定めることは、原則としてそれぞれの国が行なり。

それぞれの国は、その国内法で、だれがその国籍を取得す
るか、どのような場合にそれを失うかを定める。このことは
昔から国家が行なつてきたことで、国際慣習法はそれを
そのまま認めた。この意味で国籍は国内問題である。最近
には、一般条約でそれを明示的に認めている。1903年
の「国籍法の抵触に関する条約」は、「何人が自国民であ

るかを目国の法令によつて決定することは、各国の権限に属する。右の法令は、国際条約、国際慣習、国籍に関して一般的に認められた法の原則と一致するかぎり、他の国により承認されなければならない」(第1条)「個人がある国の国籍を有するかどうかに関するすべての問題は、その国の法令に従つて決定する。」(第2条)と定めている。

(横田喜三郎「国際法Ⅱ」)

従つて、韓国の国籍法のいかにかわらず(注)、わが国としては、平和条約第2条によつて朝鮮人は日本国籍を喪失したとすることが可能である。

なお、日本国憲法第10条は「日本国民たる要件は法律でこれを定める」とし、国籍の得喪を定める要件を法律事項と定めている。しかし、条約は法律に優位し、憲法にさえ優位すると考えられるから(98条、81条)日本国籍の喪失を条約によつて定めることはもちろん可能である。(註解日本国憲法上巻(2))

(注) 1948年5月12日 南鮮過渡政府によつて、「国籍に関する臨時条例」が施行されている。

この条例は朝鮮に国籍法が制定されるまでの臨時措置として朝鮮人の国籍を決定しているのであつて、次のように規

定している。

「外国人の国籍または日本の戸籍を取得した者であつて、その国籍を放棄するかまたは日本国籍を離脱する者は、昭和27年(昭和20年)8月9日以前に朝鮮の国籍を回復したものとみなす」(第5条)

これは本籍主義にやうものであるが、当時南鮮過渡政府が米軍政庁の下にあり、後述の日本の外国人登録令とこの規定が表裏をなしていることを考えると、当時連合国としては、独立朝鮮の国民となるべき朝鮮人の範囲を本籍主義により定めようとした意図が明らかになる。(民事研修誌13号池川良正「朝鮮の独立とその国籍」)

(イ) 平和条約第2条(イ)項の解釈に関する法律は現在のところない。

そこでこの解釈はやむなく行政的なものに頼っている。その代表的なものが、27年4月19日法務省民事甲438の民事局長通達である。

この通達の関係部分は次のようになつている。

○朝鮮及び台湾は、条約発効の日から日本国の領土から分離することとなるので、これに伴ない、朝鮮人及び台湾人は、内地に在住している者も含めてすべて日本国の国籍を喪失する。

ここにいう朝鮮人とは、朝鮮戸籍に在る者若しくはあるべき者を指すことは、通達全体を貫いて明らかである。また平和条約の発効に応じて規定された出入国管理令第2条の「平和条約の最初の効力発生の日において日本の国籍を離脱する者」が本籍主義による朝鮮人、台湾人を指していることは、その後の同法の運用からみて疑いない。(前掲池川良正「朝鮮の独立とその国籍」)

(四) 以上のように朝鮮に本籍を有しまたは有すべき者は、平和条約の発効に伴ない日本国籍を喪失したと解されるのであるが、独立朝鮮の国民となつた朝鮮人が、大韓民国の国民か朝鮮人民民主共和国の国民かということについては、問題がある。今次日韓会談において仮りに日本に在住する朝鮮人を韓国国民として認めざるをえない結果となることも考えられる。そのときは韓国が韓国国民の日本国又は日本国民に対する請求する請求に関する限りでは全朝鮮を代表することを認めることになり、勘議を呼ぶこととなろう。

4. 領土分離に伴なり各国の恩給制度に関する調査

(37年2月外務省北東アジア課)

I 照会電

宛先 米國、英國、フランス、イタリア、オーストリア、
カンボディア、パキスタン、フィリピン、ヴィエ
トナム

わが国恩給法第9条は、受給権者の日本国籍喪失をもつて恩給権消滅事由としており、また朝鮮人は平和条約発効時に日本国籍を喪失したものと取扱ひとなつてゐる。従つて恩給法上は、朝鮮人は恩給受給権は一応ないものと取扱ひとなつてゐる。現在進行中の第6次日韓会談における韓国の対日請求権問題処理に當つては、この点が大きな論議の対象となるものと予想される。第2次大戦後独立した新國家とその旧本國との間に、独立の際恩給(またはこれに相当する年金)關係につきとられた処理ぶりを参考としたいので、貴任國關係につき別電の諸点至急調査の上、結果回電ありたく、資料空送ありたい。

(別電1)

宛先 米國、英國、フランス、フィリピン、ヴィエ
トナム、パキスタン、カンボディア

(1)(イ) インド、パキスタン、フィリピンおよびインドシナ

国の現地政府機関に勤務した旧日本人および現地人に対する恩給制度は独立前より体系、財源ともに旧本国恩給制度から分離しており、独立に際しては特に新国家旧本国間の特別処理を要しなかつたものかとも思われるが、右了解は正しいか。

(ロ) しからずとすれば、現在新国籍人で旧本国政府より恩給を受けているものの規模。

(ニ) 現地政府機関から新政府への恩給制度の自動切替が行なわれず、新国家が旧本国政府より恩給支払義務を継承したとすれば、恩給基金等の財源が新国家政府に引継がれたか。その配分如何。

(2) その他参考となるべき事項

(別電2)

宛先 オーストリア

(1) 1938年ドイツによるオーストリア併合、1945年の分離の結果、旧オーストリア国の恩給制度は、ドイツのそれとの関係においていかに処理されたか。

(2) 現在オーストリア国籍人で、上記併合期間中ドイツ政府機関に勤務したことにより、ドイツ政府より恩給を受けて

いるものがあるか。(本来のドイツ政府機関の場合と、旧オーストリア政府機関が併合によりドイツ政府機関となつたものの場合により差違があるか。またオーストリア地方自治体の地方費負担分はいかに扱われたか。)その根拠となつている法律ないし取極めの内容如何。

(3) 現在のドイツ、オーストリア恩給法は、わが恩給法のごとく受給権者の当該国籍喪失をもつて恩給権消滅事由としているか。

(4) その他参考となるべき事項

(別電3)

宛先 イタリア

(1) イタリア平和条約第14付属書8項は、旧イタリア政府機関に勤務した恩給受給権者に対し新国籍取得にもかかわらず、イタリア国が引き続き恩給を支払う責任を有すると規定し、その実施方法は新国家との取極めによるとしているところ、当該取極めによる対象者の住所別、勤務先別扱い等具体的内容如何。

(2) イタリア恩給法は、わが恩給法の如く受給権者のイタリア国籍喪失をもつて恩給権消滅事由としているか。

(3) その他参考となるべき事項

米国

- (1) 恩給に関する連邦法は1920年成立したが(州法はそれまでも存在した)、これは試験任用の官更にのみ適用された。

1942年これが改正され、現在の Civil Service Retirement Act となつているが、同年以後は試験採用に限らず、パーマナント・ベース採用の連邦政府雇員者すべてに恩給が支給されることになつた。1920年以来、市民権の有無により差別はまったくなく、恩給法の条件を満たす限り、米政府は全世界に居住する外国人に対し毎月恩給を送金している。

(なお、1942年改正法により新たに恩給資格を得た者につき、それまでの勤務年限は加算される)

- (2) 従つて、1935年のフィリピン独立による国籍変更の問題は前記米国恩給法に何らの影響を有せず、フィリピン独立の前後を問わず、フィリピンにおいて米政府に雇われ、前記恩給法の諸条件を満たす米国民ないしフィリピン国民は恩給を支給される。

- (3) 他方、フィリピンは同盟の地帯と異なり、1935年以後ある程度の自治権を与えられており、フィリピン自治政府はその雇員者に対して恩給を支給する法律を幾つか制定した。

(比国ACT 2589、2796、2891、3050、3100、4151及び Commonwealth Act 350、400、536)これらによれば、すべての要件を満たす限り米国民にも恩給が支給され、独立後も何らの変更はない。現に米国民で比国の恩給を受けているものの規模は、当地では不明である。

フィリピン

- (1) 冒頭貴電(1)(イ)の了解は正しい。

- (2) わが国恩給法第9条1の3と同趣旨の規定はフィリピンの関係法規にはないので、理論的にはフィリピンの恩給を受けている米人は存在し得る。(ただし、当地関係当局はなんら参考となる数字を持つていない模様である。)またフィリピンの米人官更の数は総督時代末期においてすでに激減し、1935年のコモスエルス政府設立の際に少数の例外を除いては全部現地人と交代した由であり、現在の受給者の規模は極めて少ないものと想定される(昭和12年満鉄調査局編、廈門書房発行「南洋叢書」第5巻94ページ参照)。

- (3) フィリピンは1935年すでに高度の自治を与えられており、本件日菲交渉の参考となるべき独立処理事務は、恩給

の問題も含めて米総督府よりコモンスウェルス政府への引継ぎの移行行なわれているが、この種古い記録は当地の記録保管及び整理の能力よりみて、到底信頼し得るものは見出し得ないので、むしろ本件は米国防務省に資料を求めることが迅速かつ着実な結果を得られるかとも懸考される。

英国

(1) 英大蔵省および英連邦関係省の担当官より館員が聴取したところを総合するに、次のとおり（なお前記関係官は館員の詳細な質問にかかわらず、具体的内容を示す回答は避けたものごとくであつた趣）。

① インドおよびパキスタンの現地英国政府機関は、独立前においてすでに部分的にある程度英本国より独立した自主的な機関であつたので、その政府機関に勤務する職員の恩給制度についても、英本国のそれに範をとりつつも、必要な調整が加えられた違つた制度を布いていた。

② 独立に際し、当然のことながら現地英国政府機関に勤務する職員に対し、新インド政府ないしパキスタン政府に引継ぎ勤務するか退職するかを選択が与えられた。

これに伴つて、これら新国家政府と英本国政府との間でこれらの職員恩給請求権についても調整を要することとなり、

後記(3)のとおり、他の請求権と総合して4ないし5年前に一応解決に到達し、英国政府が一定額の一時金支払を行なうという financial adjustment を行なつた。

③ この financial adjustment は、対外的なつまり第三者に対する債権、債務の継承の問題のほか、関係両国間の債権、債務の処理等極めて複雑な各種要素が勘案された結果であり、この解決の一部として関係国民の恩給請求権も処理されたのであるが、financial adjustment の内容は公表すべき性質のものではないし、恩給関係による transfer money が全体のいかにどの割合を占めたかを示すこともできない。

④ 上記の adjustment の結果として、貴電合第2591号1の(ロ)の点については、現在でもインドないしはパキスタン人で英本国に居住する恩給受給権者（独立前の現地勤務に基づくものは、依然英国政府より恩給の支払を受けている。この点に関して、彼らが新国籍を取得したとしても、英連邦諸国民としての一種の nationality は依然保有しているという特殊事情が指摘される。

⑤ また貴電合第2591号1の(ハ)に関しては、英国人で英国居住者たる者に対する彼らの独立前の現地勤務にもとづく恩給支払は、インドないしはパキスタン政府によつて行われておらず

英国政府がそれら政府のために行なっている。この点は前記 financial adjustment の結果によるものである。英国人で現地に居住する者に対する同種の恩給支払は、インドないしはパキスタン政府により行なわれているが、その規模はそれらの政府の問題である。

- (2) 英連邦関係担当官は、恩給権の処理の問題については proper な国際的先例はないと思う。それに英国とインドおよびパキスタンとの関係は、英連邦諸国として特殊なものがあり、両国と英国との間の処理方式はおそらく特殊なものであると述べた趣。

パキスタン

- (1)(イ) 正しい独立の際、旧総督政府の恩給に関する義務は、インドおよびパキスタン政府にそのまま引継がれた。
- (ロ) 従つて、該当者は直接英国管理下にあつた旧インド軍所属の軍人のみ。
- (ハ) 独立当時英本国などの海外にあつてインド政府恩給を受領していたものは、そのまま独立インド政府より恩給を受けているので、パキスタンとしては当時既に引退してパキスタン内で受領していたものおよび独立後もパキスタン政

府に従事した者のみで、極めて少数である。

- (ニ) インド総督政府恩給当時も基金はなく、毎年予算に掲上していた由であつて、インド・パキスタン間にも特に均等配分の問題はなかつた由。

フランス

- (1) インドシナ3国においては、一般官吏の恩給制度は本国政府から分離していたので、独立に際し同制度はそのまま現地政府機関から新政府に引き継がれ、新国家・旧本国間の特別処理を要しなかつた。
- (2) ただし軍人については、独立前から直接仏本国が恩給を支払つており、独立後も旧軍人に対しては、インドシナ人であつてもフランスが恩給を支払っている。この恩給支払は、旧仏国から新国家に対し、恩給基金等の財源を与える方式によらず、毎年必要額をフランス政府が支出しインドシナ3国に引渡す方式によつている。
- (3) 上記のフランス・インドシナ間の関係はインドシナ3国独立の際の両者間の議定書に規定されているとのことである。

グイエトナム

(1) 独立前の当地恩給制度は、1937年12月28日の総督令にもとづき、インド支那恩給局 (caisse des pensions civiles de l'Indochine) により運用されていたが、52年10月16日にこれを解散、同年11月16日付大統領令により設置のヴィエトナム恩給局が、その資産事業を継承した。ただし、インド支那恩給局のインド支那3国間における資産配分については遅れて、54年5月31日に、フランスおよびインド支那3国との間で調印をみた、インド支那恩給局の移管に関する条約により調整をみ、最終的に解決した。

なお、フランス人については、彼らがフランス海外領土恩給局 (caisse des retraites de la France d'outremer) に直接デイベンドしているため、問題となっていない。

また、現在のヴィエトナム恩給制度は、多少の修正を加え、そのまま継承された前記37年の総督令により運用されている。

(2) 独立に伴ない、新国家に継承されなかつた機関 (fonctionnaire provenant anciens cadres locaux europeens) に所属していた旧公務員に対する恩給の支出問題は未解決であつたところ、59年11月14日にビネー蔵相とトー副大統領

との間でサイゴンで調印された財務処理に関するプロトコールにより、前記旧公務員中フランス国籍の者に対してはヴィエトナム恩給局が支払うということで解決を見た。

すなわち仏国籍の者については、前記プロトコールの有無にかかわらず、実際問題として支払いが行われていたが、前記旧公務員中ヴィエトナム籍の者については、その所属機関がヴィエトナムに継承されなかつたため、恩給支払問題が未解決であつたところ、前記プロトコールにより政治的解決をみた次第である及もつとも、フランス国籍でもヴィエトナムの氏名を付する者があり、紛らわしいため支払いが遅れているが、目下仏本国政府において調査を続行中である。

(3) フランス軍に勤務した現地人旧軍人は、ヴィエトナム籍の取得により恩給請求権を喪失したが、政策的配慮から特例を適用、フランス国旧軍人なみに支払いを行なつていたところ、仏国にとり相当の財政負担となつていたため、58年12月の仏国大統領令により、5年分全額の即金払、5年間払 (ただしいずれも受益者は本人に限る) を選択せしめたところ、大多数のヴィエトナム籍旧軍人は即金払いを選び、支払いも略々完了した趣である。

カンボディア

- (1) 20年以上の勤務者に恩給が与えられるが、右の年限には仏印政府時代の勤務年限が加算される。従つて、仏印時代19年間勤務し、独立後1年以上勤務し退職した者も、カンボディア政府により恩給が支払われる。
- (2) 独立にあたり、恩給義務の引継に関しカンボディア政府とフランス政府の間になんらの取極も行なわれなかつたが、仏印時代におけるインドナ文官恩給金庫 (caisse des pensions civiles l'Indochine) はそのままインドナ3国に引継がれ、これら3国の間で分割された (カンボディアの取り分は不明)。
- (3) 現在恩給受益者は約3千人を数え、所費額は年額5千万リエル (恩給局長談) の由。

オーストリア

- (1) ① 1938年のAnschlussの後には、当時のドイツ国が旧オーストリア国に代わり恩給を支払つた。
- ② 1945年以降は、オーストリアは、あたかもオーストリア国が継続して存在していたかのごとき前提の下に恩給を支払っている。(1938年にすでに恩給権のあつたオ

ーストリア人、1938年以後引継ぎドイツ政府に勤務した結果通算して恩給権が発生したもののうち、戦後再びオーストリア国籍を取得した者の両者に適用がある。後者については、1938年後旧オーストリアの法律が存続したと仮定した昇給額を基礎に、恩給額を算出している。)

- (2) 現在オーストリア国籍を有し、ドイツ政府から恩給を受けている者はない。(1938年以前オーストリア人であつて、1945年オーストリアに復帰せず引継ぎドイツ国籍を保持した者については、ドイツ政府が旧オーストリア国からの通算年月を基礎に恩給を支払っている。)
- (3) オーストリア恩給法によれば、オーストリア国籍の喪失は恩給権消滅事由である。
- (4) その他の参考となるべき事項次のとおり。

- ① いわゆる Volks Deutsche (チエツコ、ポーランド等に在住したドイツ人) で、ドイツ帝国に対し恩給受給権を有していた者が、戦後難民としてオーストリアへ逃亡し、オーストリアの国籍を取得したケースについては、オーストリアがあたかも当人がオーストリア政府に勤務していたかの如き前提で計算の上、恩給を支払うが、当該恩給額の3分の2をドイツが補償する。

② ドイツ帝国官吏で1938年後オーストリア所在のドイツ政府機関に勤務して戦争中ドイツ政府に対し受給権の発生した者で、戦後もオーストリアに留まつた者に対しては、形式上オーストリア政府が恩給を支払うが、当該恩給額金をドイツがオーストリア政府に補償する。

③ 第1次大戦後、旧オーストリア・ハンガリー帝国から独立した諸国との関係については、当該官吏がオーストリアの国籍を保持した場合はオーストリアが恩給を支払い、同一人が継承国の国籍を得た場合は継承国が恩給を支払った。(オーストリア共和国が当該恩給を補償した事実はない。たとえば、チェコスロヴァキア政府はあたかもチェコスロヴァキア共和国が存在したかのごとき前提の下に、チェコスロヴァキア国籍取得者に旧オーストリア・ハンガリー帝国政府に対する勤務年月を通算して恩給を支給した。)

イタリア

(1) リビアおよびエリトリアに関する旧イタリア政府機関職員の恩給等の支払いについては、それぞれ1950年12月15日および1952年1月29日に国連総会の決議がなされている趣。

(2) これにより、イタリアでは1955年11月2日法第1117号をもつて、リビアおよびエリトリアに関する恩給等の支払いに関する法律を制定している。

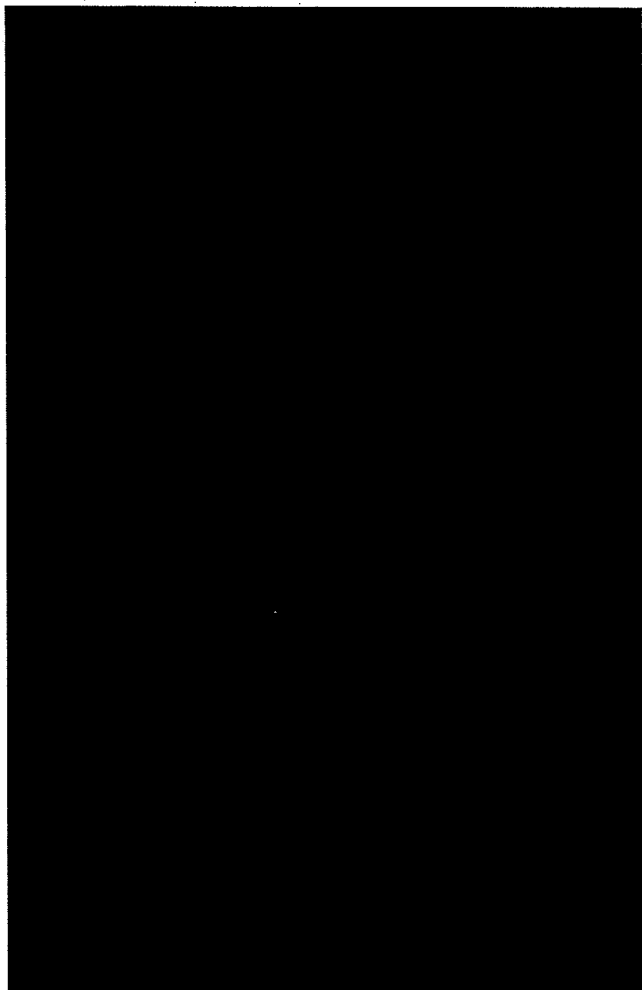
(3) この法律により、旧アフリカ省現地政府機関、軍等の旧イタリア政府機関の職員たりしリビアおよびエリトリア人の恩給等(普通恩給、特別恩給、退職金、一時金および死亡軍人の遺児、妻、両親等に対する支給金等)受給権が確保されており、同法第3条第2項は、エリトリアおよびリビア地域に成立した国の市民権の取得によりこの法律の規定する恩給等の受給権は消滅しない旨、明文をもつて規定している。

(4) またこの法律は、恩給支給等の事務は外務省が行なうこと、個々の恩給等の受給権の確認上必要がある場合は、エリトリアおよびリビアに対するイタリア側出先公館において特別の委員会を設けて処理すること、および1954-55年所費経費として3億リラ、1955-56年6億5千万リラの予算を計上し、その後も引続き国庫省予算とし諸経費を計上すべきこと等を規定している。

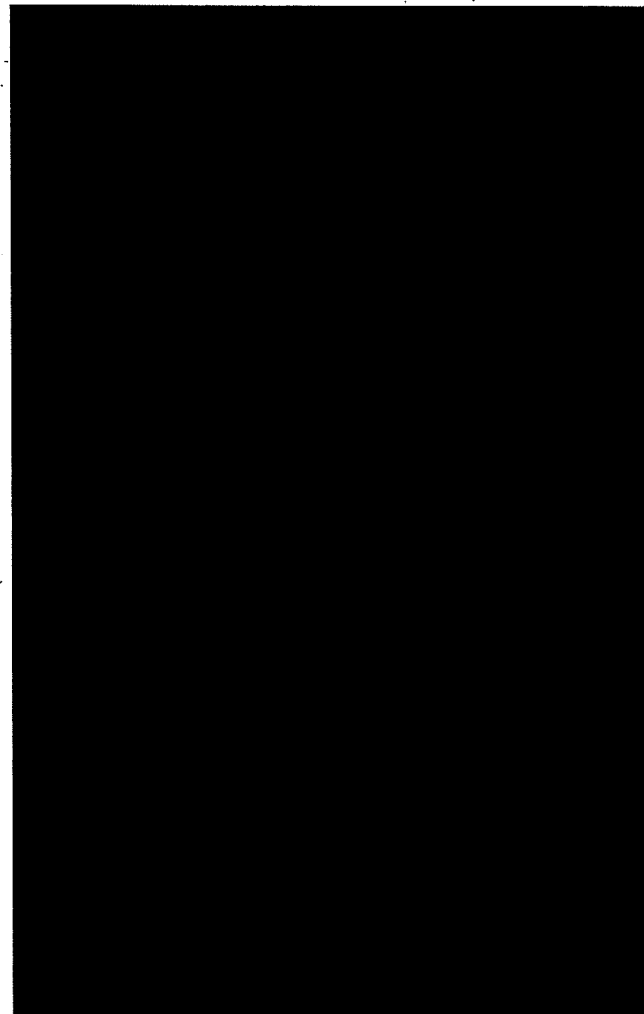
(5) 恩給等の実際の支払いは、出先公館を通じ、またはイタリア金融機関の支店等を通じ、直接本人に渡されている模様である。

(6) この法律のほか、旧植民地の軍人恩給等の支払いに関しては、1957年3月14日法第108号があり、またソマリアの軍人恩給等の支払いに関しては、別に1957年10月22日法1053号がある。

(7) 冒頭別電2に関しては、イタリアでは、恩給受給権者のイタリア国籍喪失をもつて恩給権消滅事由とはしていない模様である。

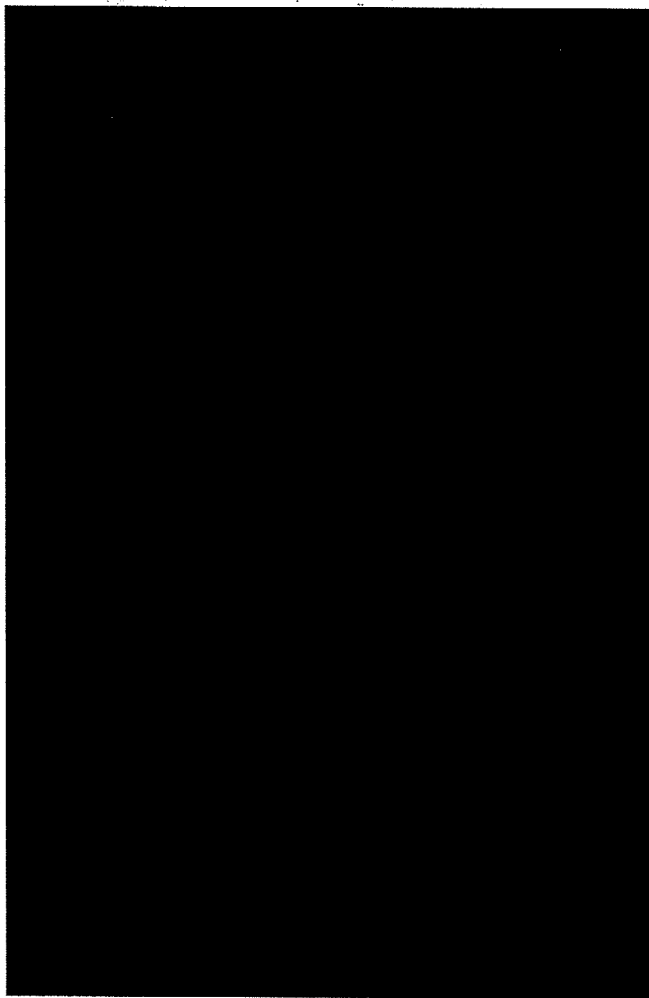


-234-

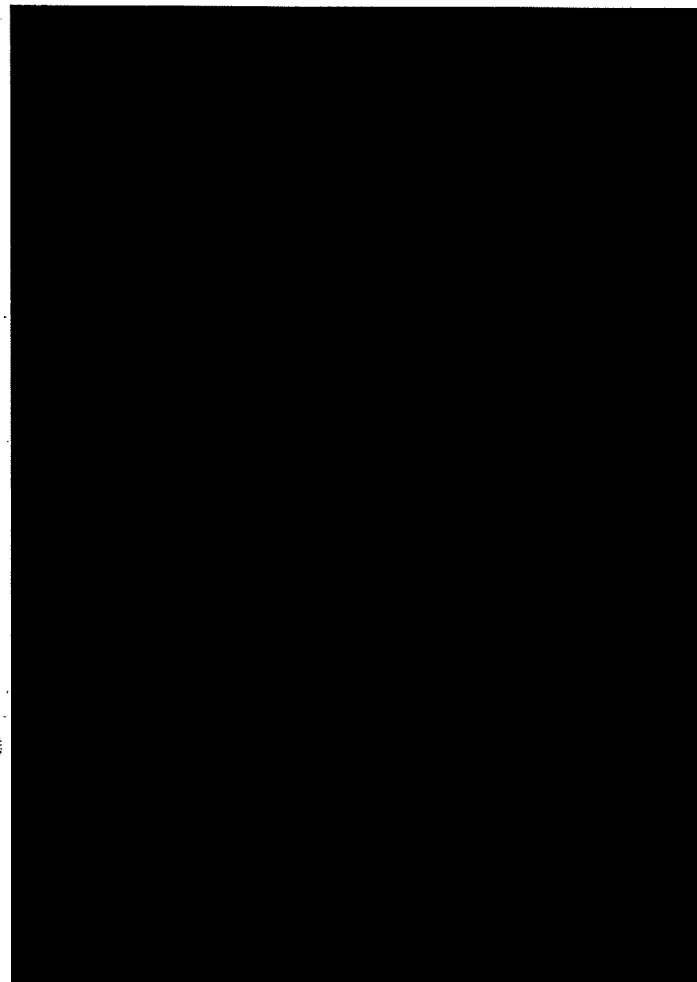


-235-

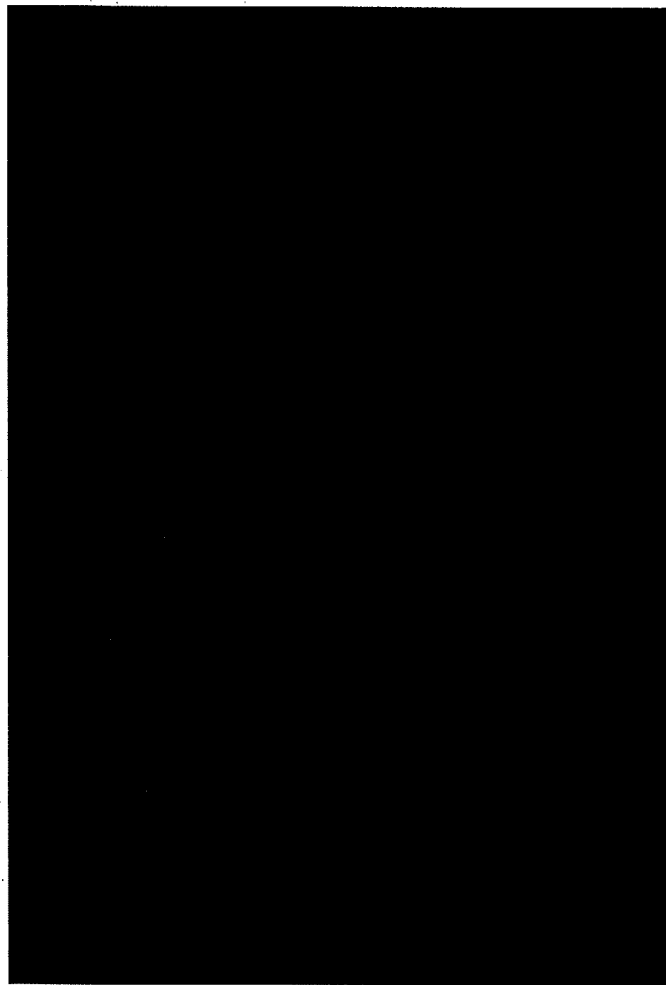
124



-236-



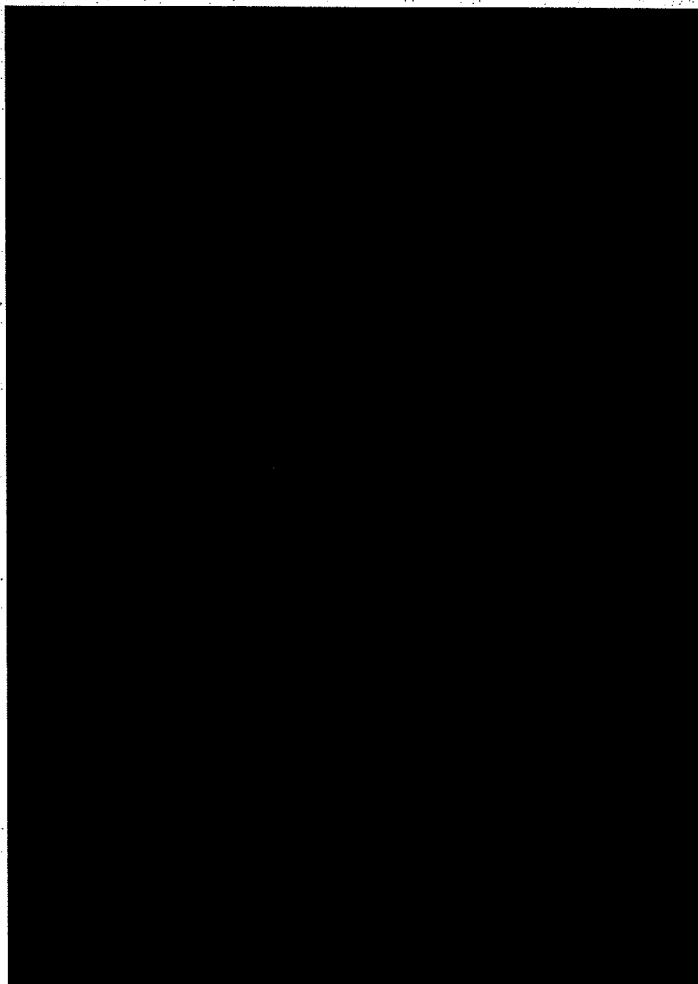
-237-



-238-



-239-



-240-



-241-

129

日、帰国韓国人の寄託金に関する請求

(一) 税関寄託通貨類

1. 韓国側主張

韓国人が戦後帰国にあたり日本税関に寄託したものの返還を請求する。

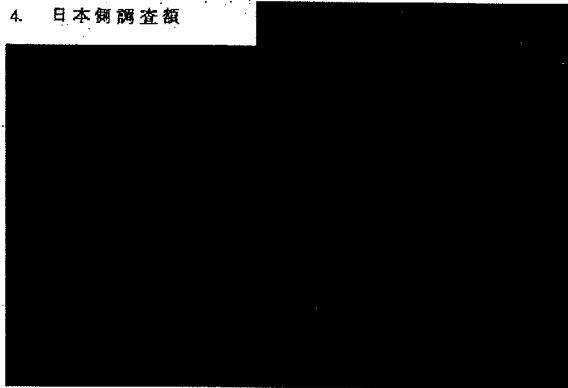
2. 韓国側主張額 10,510,200円58銭

(根拠) 1951年9月7日付大蔵省書簡に表示してある数字(後掲参考資料5参照)であると説明する。

3. 日本側見解

事実確認の上、請求を考慮することとしたい。

4. 日本側調査額



② 南鮮分の比率については、帰国朝鮮人はその

が韓国に帰還したということであるから。

$$\text{[Redacted]} \times \text{[Redacted]} = \text{[Redacted]}$$

(参考資料)

1 朝鮮人の引揚状況

(1) 内地に在留していた朝鮮人の終戦後における引揚状況はつぎの通りであるが、21年夏ごろまでの大量帰国に対してその後は低調に推移した。

昭和21年3月まで

21年4月～12月

22年

23年

24年

25年

(25年6月の朝鮮動乱勃発後は集団帰国打ち切り)

朝鮮人は、終戦後解放された祖国へ、大きな期待をもつて引揚げたのであつたが、国土が二分され、経済再建が思わしくなく、生活の見通しが立たないことが帰国熱をさまし、総司令部、日本政府の熱心な努力にもかかわらず、同年夏以後の引揚げはまったく低調となつた。



○南鮮への引揚数

年	引揚港	佐世保	博多	仙崎	舞鶴	函館	浦賀	その他	計
20年8月 ～21年3月		人							
21年4月 ～21年末									
22年									
23年									
24年									
25年									
計									

○北鮮への引揚数

22年3月 佐世保より

6月

計

(注) 終戦時の在日朝鮮人は、約200万人前後と推定され、他方引揚せずに残つた朝鮮人は約50万人と推定されるから、40余万人は上記数字から洩れていると考える。

総括的にみれば、動員労務者、復員者らは自由意志で残

留したものは別として、全員送還され、一般在住者も約
■人は帰った。あとに残った ■人の者は日本に早
くから渡航し、その生活基礎を日本社会に深く築いていた
ものが大部分であつたといえる。

2. 帰国朝鮮人の持帰金の取扱いの推移

終戦後の為替管理により、引揚朝鮮人の持帰金の限度が定め
られ（当初 1000 円、のちに 10 万円）、超過分を税関等で預り
保管していた。

(1) 通貨及び有価証券等の輸出入の制限

以下の法令による持帰りの原則的禁止

① 昭 20 年 9 月 22 日 最高司令部覚書 AG 091.3

金、銀、証券及金融証書ノ輸出入統制ニ関スル件

② 昭 20 年 10 月 15 日 大蔵省令第 88 号

外国為替管理法第 1 条及び昭和 20 年勅令第 578 号

金、銀又ハ白金ノ地金又ハ合金ノ輸入制限又ハ禁止等ニ関
スル件ノ指定ニ依リ金、銀、有価証券等ノ輸出入等ニ関ス
ル金融取引ノ取締ニ関スル件

(2) 通貨及び有価証券等の輸出入の制限の一部免除

○上記の原則的禁止を一定限度以内の金額に限り解除し
たものである。

(1) 当初の限度額（1,000 円）

① 昭 20 年 10 月 12 日 最高司令部覚書（輸出入ノ統制ニ関 スル追加指示）

イ 在外邦人の引揚の場合 1 人 1,000 円の携帯持帰を許可する。

ロ 携帯を許された円貨が台銀券又は鮮銀券の場合は上陸港で日銀
券と交換する。

ハ 在日朝鮮人及び中国人引揚の場合 1 人 1,000 円の携帯持帰を許
可する。

② 昭 20 年 10 月 13 日 蔵外為第 158 号（上陸港ニ於ケル引 揚邦人ノ持帰金等規制ニ関スル件）

イ 持帰金の交換限度は 1 人 1,000 円とし、鮮銀券、台銀券及び日
銀券に限る。

ロ 交換場所は上陸港に限定する。

ハ 交換取扱者は、上陸港最寄の日銀支店又は代理店とする（以下
取扱店）。

ニ 現地通貨との交換率は日本円と等価とする。

ホ 交換限度超過分は、海運局名義の保管証を本人に交付する（保
管証の交付事務は取扱店が行ない、保管証を交付する。）また
本措置により受入れた現地通貨は保護預りとし、海運局が取扱店
から保護預り証を受ける。

ヘ 預金証書送金小切手その他の証券一切の証券及び(1)の通貨以外
のものは保管する。

ト 取扱店は下記事故を日本銀行本店に報告し、同行本店は毎週月曜日に大蔵省外資局長あて報告する。

- I 両替した現地通貨の通貨別合計
- II 限度を超えた現地通貨の通貨別合計
- III 保管した証書又は証券

③ 昭 20 年 10 月 18 日 蔵外為第 167 号（上陸港ニ於ケル引揚邦人ノ持帰金等規制ニ関スル件）

在日朝鮮人及び華人労務者の持帰金限度額は 1 人 1000 円とし、限度を超える分については、昭 20 年 10 月 13 日 蔵外為第 158 号による引揚邦人の持帰金等の規制に準ずる。

④ 昭 20 年 10 月 19 日 蔵外為第 171 号（朝鮮人及び華人労務者ノ持帰金ノ両替ニ関スル件）

両替を認めない趣旨のもの。

⑤ 昭 20 年 11 月 1 日 大蔵省告示第 371 号（同旨新聞発表 昭 20 年 10 月 31 日）

⑥ 昭 21 年 1 月 14 日 大蔵省告示第 2 号（同旨新聞発表 昭 21 年 1 月 13 日）

在日外国人が自国に引揚げる際携帯輸出ができる範囲

- イ 本邦又は帰国する国にある金融機関により発行された郵便又は銀行の預貯金通帳
- ロ 本邦又は帰国する国に於いて発行された保険証券
- ハ 本邦に在る金融機関に振出され又は発行された小切手、為手、預

金証券で本邦に於て支払われるもの

⑦ 昭 21 年 4 月 8 日 大蔵省新聞発表

イ 昭 21 年 4 月 15 日以降朝鮮に帰国する朝鮮人に対しては、その乗船地に在る日銀支店又は代理店が 1 人に付 1,000 円の限度で紙幣交換を行なう。

ロ 交換紙幣は 100 円券と 10 円券のみで、10 円未満の金額については交換しない。

ハ 10 円未満の残数金額及び限度を超える金額は、海運局で保管証を発行して受領保管する。

⑧ 昭 21 年 4 月 8 日 蔵理外第 812 号

本邦内地より朝鮮に引揚の朝鮮人携帯持帰金引換に関する件（内務省警保局長あて）

本邦から引揚げる朝鮮人の携帯持帰金に関しては、連合軍最高司令部の指令により朝鮮軍政監部より寄託を受けた朝鮮銀券（別紙 2）と日銀券との引換を、下記所在日本銀行又は代理店で来る 4 月 15 日以降扱うこととなつたので、金銭の受払に伴う混乱も予想されるので協力を得たい。

函館、舞鶴、仙崎、博多、唐津、佐世保

⑨ 昭 21 年 4 月 9 日 蔵理外第 829 号

本邦内地より朝鮮に引揚の朝鮮人携帯持帰金引換及持帰限度超過額並に証券、証書類の引上保管等取扱方法に関する件（日銀及海運局あて）

イ 取扱実施時期は昭 21 年 4 月 15 日以降とする。

ロ 持帰限度 1人 1,000 円とする。

ハ 持帰限度の範囲内で鮮銀券と引換える。ただし 10 円未満は引換えない。

ニ 引換地は函館、舞鶴、仙崎、博多、唐津、佐世保とする。

ホ 引換取扱者は乗船地最寄の日銀支店又は代理店とする。ただし代理店なき地に於ては派出引換をなす。

ヘ 引換率は日銀券 1 に対し鮮銀券 1 とする。

ト 持帰限度超過額、10 円未満の増徴金額及び大蔵大臣の輸出許可のない証券証券類の引上保管は海運局で取扱い、引上保管物件に対しては引揚邦人の取扱に準じ、海運局に於て保管証を作成の上、本人に交付して保管物件は日銀に保護預する。ただし昭 21 年 1 月 14 日大蔵省告示第 2 号の物件は除く。

チ(Ⅰ) 日銀本店は司令部より寄託金として鮮銀券を受領の上、これを乗船地の引換取扱店に配分する。配分を受けた店はその受払を記帳整理する。

(Ⅱ) 日銀は鮮銀券と引換に受け入れた日銀券について、昭 21 年 3 月 1 日附最高司令部覚書「日本銀行ニ連合国最高司令部寄託勘定設定ノ件」に基き配帳整理する。

リ(Ⅰ) 引換取扱店は引換高、鮮銀券手許在高報告を昭 21 年 4 月 15 日以降毎旬末日本銀行本店あて報告し、本店はそれを大蔵省に提出する。

(Ⅱ) 海運局は保管物件報告を大蔵省理財局外資課あ(6)報告する。

⑩ 昭 23 年 4 月 22 日 最高司令部覚書

日本からの朝鮮人引揚に関する鮮銀券の交換について

イ 現在流通している 100 円券(鮮銀券)は近い将来回収され、新券に交換されるであろう。

-250-

ロ 朝鮮人引揚計画に使用する鮮銀券を所持している日銀支店又は代理店に対して、鮮銀券をすべて日銀本店に集中するよう命ずること。

ハ 福岡支店に対して現在所持するすべての 100 円鮮銀券を日銀本店に提出するよう命ずること。

ニ 佐世保を出発する朝鮮人に対して通貨交換をなすに当つては、100 円の新鮮銀券が使用しうるに至るまで継続すること。

ホ 日銀本店が現在所持し又は日銀支店もしくは代理店から受領したすべての 100 円券をパルプ化すること。

パルプ化が完了次第、パルプ化した鮮銀券の銘柄、金額及びその出所を示す証明書を連合軍最高司令部あて提出すること。

ヘ 本邦からの引揚朝鮮人は、今後佐世保のみから帰国すること。

⑪ 昭 23 年 5 月 12 日 蔵管第 804 号

本邦からの引揚朝鮮人に対する携帯金交換用鮮銀券の日銀券の日銀本店への集中並びにこれがパルプ化について。

(日銀及び税関あて)

○ 最高司令部から今後朝鮮人の引揚げは佐世保港のみで行なうこと、及び保管中の鮮銀券は日銀本店に集中するよう指令があつた。

⑫ その後の修正(限度額 10 万円に引上げ)

① 昭 24 年 1 月 18 日 最高司令部覚書

○ 1 家族 10 万円の携帯持ち帰りを認める。

② 昭 24 年 2 月 22 日 蔵管第 107 号

イ 帰国朝鮮人の携帯輸出限度は 1 家族 10 万円となつたから通知する。

ロ 昭和 24 年 2 月 1 日から実施する。

-251-

ハ 東京銀行本店に大韓民国政府出納勘定口座第82号を設ける。

- ③ 昭24年6月政令第199号（財産及び貨物の輸出入の取締りに関する政令）

○昭24年2月22日 蔵管第107号の追認等

- ④ 昭24年6月 大蔵省令第52号（財産及び貨物の輸出入の取締りに関する政令の施行に関する省令）

- ⑤ 昭24年5月30日 蔵理外第98号（金、銀、通貨、金融証券等の輸出入の取締りに関する取扱について）

イ 政令の規定にもとづいて発行する保管証等は2通作成し、1通は本人に交付し、1通は（副）控として発行者が保管する。

ロ 本邦通貨のうち新券は保管し、旧券は保護預りとする。

ハ 政令第8条第2項の規定により朝鮮人から引き上げる本邦通貨は新券のみとする。旧券は同条第1項の取扱（保護預り）をする。

ニ 帰国朝鮮人から引き上げた本邦通貨は日本銀行から東京銀行本店にある大韓民国政府預託金勘定に払い込み、日銀は同行から受領証を受ける。

ホ 昭24年2月22日蔵管第107号は政令の公布の日をもつて廃止する。

ヘ 既往通ちようの廃止。なお、昭22年6月11日蔵理外第1361号は当分適用する。

（注） 通貨証券類の携帯輸出入に関する88号省令の制限を免除する告示は別途廃止する。

3. 限度超過金額等の保管の経緯

- (1) 当初の取扱い

イ 1000円を超過する額については乗船港の海運局で引き上げ、その現物は日本銀行が保管することとなっていた。（22年11月17日蔵管第179号により、超過額の引揚げ事務は日銀に移管）

ロ 日本系通貨と朝鮮銀行券との引換えは、昭和21年4月15日以降は日本銀行本支店及び代理店であらかじめ司令部から受け取った朝鮮銀行券と交換し、引換えた日本通貨は「連合軍預託金勘定」に入れていた。

○日銀券と朝鮮銀行券の引換えの措置は、21年4月8日大蔵省告示644号及びこれに関連する通牒によつて行なわれていた。

- (2) その後の改正

イ 24年2月22日蔵管第107号による持帰り限度引上げ（10万円まで）に伴う措置

ロ 税関は、朝鮮人のもっている本邦通貨（旧政府小額紙幣および旧日銀券を除く）を引上げ、これを日本銀行（支店又は代理店）に引き渡し、日本銀行は一家族10万円までの金額については受領書を、10万円を超える金

額については保管書をそれぞれ発行して引揚者に交付することになった。

引上げ（保管）日銀券については、

① 10万円以下の金額については、東京銀行本店の大韓
国政府出納勘定口座第82号に振込んだ。

② 10万円を超える金額については、特別の勘定を設けて
大蔵大臣名義で受け入れ、各携帯者別に整理をして
おくこととされた。

③ なお、旧日銀券と政府発行の旧小額紙幣については、
保管証と引きかえに税関を通じて日銀に引揚げられた
が、この特別勘定は作られていないようである。

(b) 金、銀、白金の地金及び合金については、保管証と引
換えに税関に引き揚げられた。

(c) 24年6月政令199号「財産及び貨物の輸出入の取締に關
する政令」第8条は、前述の蔵管第107号とほぼ同様の規
定である。

○同令の規定

第2項第1号 朝鮮人の本邦通貨については、一家族につき10万円
をこえない範囲で、株式会社東京銀行本店にある大韓民国政府預
託金勘定に対して本邦において支払うべき旨を記載した受領証と
引換えに日本銀行をして保管させる。この受領証は本人が大韓民

国政府に提示して同国通貨をもつて支払を受けるため本邦から出
国する際携帯することを認められる。

第3号 10万円をこえる金額については第一項の規定による。す
なわち、

第1項 大蔵大臣は税関に引上げられた本邦通貨を、日本銀行を
して個別保管証と引換えに連合国最高司令官の指示があるまで
本人名義で保管又は保護預りさせるものとする。

(c) 25年6月、外国為替及び外国貿易管理法（24年12月）
によつて政令199号、昭和16年の外国為替管理法、勅令
578号、省令88号が廃止されたが、保管物件については
明文をもつて規定された。

○外国為替及び外国貿易管理法の一部の施行期日を定める
政令（昭和25年6月、政令202号）附則2

旧外国為替管理法…政令第578号…政令199号…の規定はこれらの
法令の規定により輸出又は輸入が認められなかつたため税関又は
日本銀行に引き渡された支払手段、貴金屬、証券又は債権を化体
する書類で、この政令施行の際現に税関又は日本銀行において保
管中のものについては、なお、その効力を有する。

(3) 税関への引継ぎ

(i) 26.3.20 蔵理第1246号により、政令199号にもとづき日
銀の保管した外国通貨、為替手形及び本邦通貨は税関に引
き継がれることになり、税関で保管することとなった。

(ii) 28.9.22 蔵税第1673号により政令第199号に基く保管

物件中「大蔵大臣名義預金」(10万円を超える分)となつて
いる本邦通貨を税関で引き継ぐこととなつた。

(円と推定される。)

(イ) 前述のとおり省令第88号関係の外国通貨及び外貨表示証
書は、SCAPの指令にもとづく22.11.17蔵管第179号によ
り日銀に移管されていたが、これが28.10.20蔵税第1951
号により税関に再び移された。

以上の措置により、朝鮮向け引揚者からの預り金のうち
限度超過分はすべて税関で保管されることとなつた。

4. 限度超過による預り金金額

(1) 朝鮮への引揚者からの預り金は次の4種である。(経緯に
ついては、上記参考資料3を参照のこと。)

① 政令88号にもとづく1000円を超過するものの保護預り
(海軍局→日銀→税関)

② 政令88号の下で1000円以内の日本系通貨を朝鮮銀行券
に引換えるための引き上げ—「連合軍預託金勘定」へ払込
み。

③ 政令199号(24.2.22蔵管第107号を含めて)にもとづ

く10万円を超過するものの保護預り(日銀→税関)

④ 政令199号(24.2.22蔵管107号を含めて)の下で10
万円以内の日本系通貨を受領書と引換えるための引上げ—
「大韓民国政府出納勘定」及び「大韓民国政府預託金
勘定」への払込み。

(2) 預り金の内訳及び金額

上記4種の預り金のうち①及び④の金額は次表の通りであ
る。(これが税関寄託預り金に相当する)

②及び③については、次項(朝鮮銀券と交換した日銀券の請求
の対象である。

○引揚朝鮮人からの保管物件集計表 (37年2月税関部調)

種 別		省令88号にもとづ くもの	政令199号にもと づくもの	計
通 貨	日 銀 券			
	鮮 銀 券			
	儲 備 券			
	連 銀 券			
	B 号 軍 票			
	軍票 (PESO)			
	政 府 紙 幣			
	硬 貨			
	小 切 手			
	香 港 ド ル			
貨	その他 (台銀券等)			
	小 計			

種 別	省令88号にもと づくもの	政令199号にもと づくもの	計
証 日銀券 国 公 債			
証 その他 国 公 債			
日銀券 基 社 債			
株 券			
券 その他 貯蓄債券等)			
小 計			
証 日銀券 建 預 金 通 帳			
証 " 預 金 証 書			
" 郵 便 貯 金			
" 保 險 証 書			
" 定 期 預 金			
" 特 別 措 置 貯 金			
その他 郵 便 貯 金			
" 保 險 証 書			
書 そ の 他			
小 計			
合 計			

5. 韓国側提出資料

○日本政府の総司令部への報告写し。

September 7, 1951

Subject for: Request of the Korean Mission in Tokyo to investigate amount of yen currency held in custody by the Customs in behalf of the repatriated Koreans and conversion of the Japanese currency into the Korean currency to be carried by the repatriated Koreans.

To : Mr. G. P. Waller ESS, G. H. Q.

At the request of the Korean Mission in Tokyo, we have investigated on the subject matter, result of which will be submitted to you as enclosed herewith and we trouble you in asking transmit of its copy to the Korean Mission.

M. Kumashiro
Deputy Financial Commissioner
Ministry of Finance

1. Amount of yen currency held in custody by the Customs for the repatriated Koreans

(as of June 30, 1949)

Classification	Number of item	Amount
Old Bank of Japan Notes	5,626	¥ 6,647,377.33
New Bank of Japan Notes	2,838	2,379,931.25
Old Bank of Chosen Notes	39	385,870.--

New Bank of Chosen Notes	702	1,006,541.--
Old Bank of Taiwan Notes	1	640.--
Federal Reserve Bank of China Notes	1	5,500.--
Central Reserve Bank of China Notes	2 CRB\$	464,000.--
Southern Developments Bank Notes	3 Peso	796.--
Japanese Military Notes (B)	¥	25.--

2. Total amount of conversion of Japanese currency into Korean currency to be carried by the repatriated Koreans

(as of February 28, 1949)

(二) 鮮銀券と交換した日銀券

1. 韓国側主張

韓国人が帰国に当り、その持つている日銀券と交換に鮮銀券を交付したが、この点についての日韓間の決済がまだ行なわれていないので、これを請求する。

2. 韓国側主張額 48,714,690 円

(根拠)、1951年9月7日大蔵省書簡に表示してある数字(前記(一)参考資料5参照)である。

3. 日本側見解

なお、上記交換日銀券は、「連合軍預託勘定」(24年まで)及び「大韓民国政府出納勘定」に払い込んでいた模様であるが、前者は27年賠償庁に移管された後行方不明となっており、現状では判らない状況にあり(現在なお調査中)、後者は東銀に照会したが、残高ゼロとのこと

である（理由その他につき、なお調査中）。

（備考）

この数字は最高司令部に報告した模様であるが、現実の交換使用額を集計したものでなく、受入分から返還分等を控除して算出されている数字であることが問題である。現に後掲参考資料2のごとく日銀調によれば交換された記録は35,635千円であつて、この事実からしても、この報告数字を基礎とできないものと考えられる。

（参考資料）

1 最高司令部から寄託を受けた鮮銀券について

(1) 戦後、朝鮮に帰国する朝鮮人の持ち帰り金は、昭和24年までは昭和20年9月22日のSCAPIN 0913及びこれにもとづく大蔵省令88号等（20年10月15日）によつて1人1000円に制限されていたが、これを日銀券等で持ち帰り、朝鮮で鮮銀券に換えることは事務上繁雑であるとの理由で、朝鮮軍政府の申し出により、この持ち帰り限度内の金額は乗船港の税関及び日銀代理店で朝鮮銀行券と引換えられることとされていた。交換のための鮮銀券は、朝鮮軍政監部より連合軍最高司令部に交付され、日銀はこれを司令部より受入れていたものである。受入日付及び受入金額は下記のとおりである。

（年月日）（10円券）（100円券）（合計）

21.3.12

21.4.4

計

(2) ところで昭和23年2月、韓国は通貨改革に伴ない、従来の円をウォンと改め、また当時1ドル＝6000円であつた対米一般公定レートを100分の1の1ドル＝60ウォンに改め

たが、これに伴なつて、日銀券と交換するために使用されていた鮮銀券を本店に集中し、これをパルプ化する覚書が出された。これが昭23.4.22覚書「日本からの朝鮮人引揚に関する鮮銀券の交換について」である。

この覚書にもとづき、23年5月12日に「本邦からの引揚朝鮮人に対する携帯金交換用鮮銀券の日銀本店への集中並びに之がパルプ化について」(蔵管第804号)が日銀及び税関あてに出され、昭和23年11月22日100円券 [REDACTED] がパルプ化された。これよりさき、昭和22年に司令部より受け入れた鮮銀券の一部が、同年1月の指令にもとづいて司令部(第8軍)に返還されており、その合計は次のとおりである。

100円券

23.1.23	司令部へ返還	[REDACTED]
23.11.22	パルプ化	[REDACTED]
合	計	[REDACTED]

(3) 上記のホワン切換え当座、交換用鮮銀券は100円券以外の小額紙幣を使用することとされていたが、23年4月に新券が司令部より渡され、以後は新券を用いることとなつた。その受入額は次のとおりである。

23年4月23日 [REDACTED]

(4) 24年に至り、持ち帰り金限度は1家族当り10万円まで引上げられたが(24年1月18日最高司令部覚書、24年2月22日蔵管第107号及び24年6月政令199号)、朝鮮への帰国者は著減し、昭和25年以後は事実上皆無となつたので、25年8月23日、司令部の指令にもとづき、旧券及び新券の焼却を行なつた。この焼却に際しては、韓国銀行、日本銀行大蔵省が立合っている。焼却金額は次のとおりである。

年月日	10円券	100円券	合 計
25.8.23	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

(5) 総 括

○最高司令部から寄託を受けた鮮銀券

年月日	摘 要	10 円 券	100 円 券	合 計
21. 3. 12	最高司令部から受入			
21. 4. 4	"			
23. 4. 23	" (新円券)			
受 入 合 計 (A)				
22. 1. 23	最高司令部へ返却			
23. 11. 22	パ ル プ 化			
25. 8. 23	焼 却			
未 使 用 合 計 (B)				
交 換 使 用 分 (A - B)				

2. 鮮銀券と交換した日銀券の寄託金勘定

日本政府は、前記参考資料1の鮮銀券を連合軍最高司令部から交換用として受入れていたものであるが、その経緯については、(一)税関寄託金参考資料2.帰国朝鮮人の持帰り金の取扱い(1)(1)④及び(1)⑤参照)、3月31日付最高司令部覚書「日本銀行＝連合軍最高司令部寄託勘定設定ノ件」により日銀内の司令部寄託金勘定に振込んでいたものであつて、交換済みのものについては対価の円勘定が残っている。連合軍預託金勘定は日銀の推定によれば [] あつた模様であるが、27年1月31日、産三外信50号によつて、27年4月2日賠償庁の保管に移されたが、その後の行方は不明である。

(最近の管財局管理課調によれば、連合軍預託金勘定の本件関係分と思われる金額はごくわずかとなつていたので、差額がどこに行つたかについて依然問題である。)

(注) 24年2月22日以降は、回収日銀券について鮮銀券との引換を行なわず保管証を引渡しただけであるが、回収日銀券はこれを東京銀行本店の大韓民国政府出納勘定口座第82号に振込んでいたが、その金額は25年11月1日までに [] に達した。現在この口座は韓国銀行に対し送金されているため残高ゼロとなつてゐる。

(参考図)

